

令和2年第10回美幌町議会定例会会議録

令和2年12月 8日 開会

令和2年12月10日 閉会

令和2年12月9日 第2号

○議事日程

日程第 1 会議録署名議員の指名
(諸般の報告)

日程第 2 一般質問

6番	伊藤伸司君
13番	松浦和浩君
10番	坂田美栄子君
12番	上杉晃央君
11番	岡本美代子君

○出席議員

1番	戸澤義典君	2番	稲垣淳一君
3番	大江道男君	4番	高橋秀明君
5番	木村利昭君	6番	伊藤伸司君
7番	馬場博美君	8番	古舘繁夫君
9番	藤原公一君	10番	坂田美栄子君
副議長	11番 岡本美代子君	12番	上杉晃央君
13番	松浦和浩君	議長	14番 大原昇君

○欠席議員

なし

○地方自治法第121条第1項の規定による出席説明員

美幌町長 平野浩司君 教育委員会 会長 矢萩浩君

○地方自治法第121条第1項の規定による出席受任説明員

副町長	高崎利明君	総務部長	小室保男君
民生部長	那須清二君	経済部長	石澤憲君
建設水道部長	川原武志君	病院事務長	但馬憲司君
事務連絡室長	志賀寿君	会計管理者	西俊男君
総務主幹	関弘法君	防災危機管理主幹	河端勲君
まちづくり主幹	佐々木斉君	政策主幹	後藤秀人君
財務主幹	中尾亘君	契約財産主幹	大場正規君
税務主幹	片平英樹君	環境生活主幹	渡辺靖行君
児童支援主幹	小室秀隆君	福祉主幹	影山俊幸君
健康推進主幹	大場圭子君	農政主幹	田中三智雄君
みらい農業センター主幹	午来博君	耕地林務主幹	中沢浩喜君
商工観光主幹	多田敏明君	建設主幹	御田順司君
施設管理主幹	以頭隆志君	建築主幹	吉田善一君
水道主幹	石山隆信君	病院総務主幹	菅敏郎君
地域医療連携主幹	高山吉春君	事務連絡室次長	横山聖二君
教育部長	田村圭一君	学校教育主幹	遠藤明君

学校給食主幹 齊藤浩司君
スポーツ振興主幹 浅野謙司君
農業委員会事務局長 佐々木鑑仁君

社会教育主幹 松尾まゆみ君
博物館主幹 鬼丸和幸君
選挙管理委員会事務局長
監査委員室長 立花良行君

○議会事務局出席者

事務局長 遠國求君
議事係長 鶴田雅規君

次長 佐藤和恵君
議事係長 新田麻美君

午前10時00分 開議

◎開議宣告

○議長（大原 昇君） おはようございます。

ただいまの出席議員は14名であります。定足数に達しておりますので、これから、令和2年第10回美幌町議会定例会、第2日目の会議を開きます。

◎日程第1 会議録署名議員の指名

○議長（大原 昇君） 日程第1 会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第125条の規定により、7番馬場博美さん、8番古館繁夫さんを指名します。

◎諸般の報告

○議長（大原 昇君） 諸般の報告を行います。

諸般の報告については、事務局長から報告させます。

○事務局長（遠國 求君） 諸般の報告を申し上げます。

本日の会議につきましては、お手元に配付しております議事日程のとおりであります。朗読については省略させていただきます。

次に、地方自治法第121条第1項の規定に基づく出席説明員につきましては、第1日目と同様でありますので、御了承願います。

以上で、諸般の報告を終わります。

◎日程第2 一般質問

○議長（大原 昇君） 日程第2 一般質問を行います。

昨日に引き続き、通告順により発言を許します。

6番伊藤伸司さん。

○6番（伊藤伸司君）〔登壇〕 それで

は、議長よりお許しをいただきましたので、一般質問に入らせていただきます。

大きな一つ目に、美幌町における農作物に対する被害対策ということで、一つ、ジャガイモシストセンチュウ対策について。

二つ目は、農作物の害獣被害対策についてであります。

それでは、一つ目からいきます。

ジャガイモシストセンチュウ対策について。

美幌町における農用地は、食料の安定生産、安定供給をする観点から必要不可欠な資源であるとともに、農業生産が行われることで、経済的にも多面的な機能が発揮されるものと考えております。また、適正な輪作体系を維持することで、収穫量の確保及び病害虫の発生を防ぐことができると思われます。

平成27年8月、網走市におきまして国内初のジャガイモシロシストセンチュウが発生し、本年、女満別地区においてもジャガイモシストセンチュウの発生が確認されました。当町に隣接する地域でもあり、感染が危惧されているところであります。

そこで、美幌町ジャガイモシストセンチュウ等対策協議会会長でもある町長にお伺いいたします。

ジャガイモシストセンチュウ等について、例えば、車両洗浄装置の増設や、農業者だけでなく一般町民向けの畑地侵入防止告知等、本町での発生を想定した危機管理マニュアルや侵入防止強化策等についてお示しく下さい。

続いて二つ目、農作物の害獣被害対策について。

近年、美幌町における農作物害獣被害は看過できないのが現状であります。メインの対策として、関係機関を通じ猟友会の協力で駆除をしていただいておりますが、本年度のヒグマの駆除実績と出没実態をお教えてください。

また、猟友会のメンバーも減少傾向にあると伺っておりますが、今後も農作物の被害を最小限に抑えるために、新規狩猟免許取得のための助成金を支出する考えや担い手育成セミナーなどを開催する考えについてお示しください。

昨年12月に一般質問しましたヒグマ対策としての強化型電気柵は、一般人にも危険が及ぶとして導入は難しいとのことでしたが、最近、モンスターウルフという追い払い型ロボットが開発され、導入事例も全国で拡大しております。

道内では滝川市が導入し、貸出し以降、害獣出没がないとの報告もあり、美幌町内では数年前より、農家個人が10体ほど導入されております。ヒグマに関して忌避効果100%と高い効果が期待できます。

美幌町で導入し貸し出す、または導入費の助成など、町長の考えをお示しください。

○議長（大原 昇君） 町長。

○町長（平野浩司君）〔登壇〕 伊藤議員の御質問に答弁いたします。

美幌町における農作物に対する被害対策について。

ジャガイモシストセンチュウ対策についてであります。ジャガイモシストセンチュウ及びジャガイモシロシストセンチュウの侵入防止や蔓延の防止などの対策について協議・推進するため、JAや農業改良普及センターなどの関係機関で構成された美幌町ジャガイモシストセンチュウ等対策協議会が設置されており、発生状況により、幹事会を含め随時開催されております。

本町の今までの具体的な対策としましては、他の病害虫を含め、外部からの土壌病害虫の侵入を防ぐため、交通量の多い道路に隣接する25か所の圃場に立入禁止看板をJAとの費用折半により設置しております。

また、美幌町、津別町、大空町のJAなどの関係機関で構成された三町農業推進協

議会では、毎年、3町の生産者と農業機械メーカーへ、ジャガイモシストセンチュウの侵入防止啓発用パンフレットを配布しております。

マニュアルにつきましては、ジャガイモシストセンチュウが発生した場合の初動についての対応マニュアルを定めて対応しております。

今回、女満別地区でジャガイモシストセンチュウの発生が確認された際は、美幌町ジャガイモシストセンチュウ等対策協議会幹事会を2回開催して対応を協議した結果、JAを通して生産者へ侵入防止の取組の徹底について文書により周知するとともに、引き続き情報共有をしていくこととしました。

侵入防止強化策等につきましては、車両洗浄装置の増設までは考えておりませんが、対策協議会において、生産者や農業機械メーカーなどへの車両洗浄の徹底の呼びかけ、町民や町外者に圃場への立入禁止の周知、発生予防対策の周知、抵抗性品種の導入など、幅広く実施していく考えであります。

今後も関係する機関などと情報共有を図りながら、引き続き対応してまいりたいと考えておりますので、御理解をお願いいたします。

次に、農作物の害獣被害対策についてであります。まず、本年度のヒグマの駆除実績と出没実態につきましては、現在まで駆除頭数が3頭、出没の情報が18件となっております。

ヒグマ、エゾシカなどの有害鳥獣の駆除等は、猟友会会員において実施していただいているところであり、本年4月現在の猟友会会員数は40名で、平均年齢は58歳となっております。

会員の中には、仕事の都合もあり駆除等に参加できないときもありますが、年間を通してエゾシカの一斉駆除も含め、会員の皆様に積極的に駆除等に参加していただい

ております。

新規狩猟免許取得のための助成につきましては、このような猟友会の会員数や年齢構成、活動状況から助成することは考えておりません。

なお、担い手育成セミナーなどにつきましては、今後、若手の人材育成も必要となってくることから、町とJA、猟友会で構成される美幌町鳥獣被害防止対策協議会において検討したいと考えております。

御質問のヒグマ対策につきましては、現状では、引き続き猟友会への協力依頼と箱わな設置による捕獲に努めてまいりますが、モンスターウルフが町内の個人での導入や全国でも導入されている事例があることから、効果の持続性や有効性について、調査・研究をしてまいりたいと考えておりますので、御理解をお願いいたします。

以上、答弁をいたしましたので、よろしくをお願いいたします。

○議長（大原 昇君） 6番伊藤伸司さん。

○6番（伊藤伸司君） それでは、御回答をいただきましたので、再質問をさせていただきます。

センチュウ対策として、近隣3町の農業関係者への侵入防止パンフレット等を配布しているとのこと、また、美幌町内の侵入防止対策として、町長を会長としたセンチュウ等対策協議会が設置されており、必要に応じ開催し対応しているということで理解いたしました。

センチュウというのはやっかいな病害虫であり、平成28年9月定例会で橋本前町議が一般質問でセンチュウの説明をしておりましたが、基幹産業である農用地の問題でございますので、いま一度説明させていただきます。

センチュウには、普通のセンチュウとシロシストセンチュウの2種類があります。普通のセンチュウ、これは簡単に言いますとGRと区分されて、シロに関してはGP

とされています。

GRに関しては、昭和47年頃、後志地方で発生が確認され、それが全道に蔓延しております。GRセンチュウに関しては、抵抗性品種も開発され、駆除という観点から言えば、容易にできると推察されております。

ですから、斜網地区や、さきに発生したところでジャガイモを植えるようになったら、その発生地域で抵抗性品種を植えれば、センチュウは成虫が害ではなくて、卵がふ化して、茎に寄生して成長が阻害されて、収穫量が半減もしくは3分の1程度になってしまうというものですので、その卵が茎に寄生してもふ化せずに寄生して、影響を及ぼさないという作用ですので、普通のセンチュウにおきましては、今のところ抵抗性品種がありますのでそれでいいのと、それから、昭和50年頃から試験場で育種されているのですけれども、センチュウ抵抗性の遺伝子を持たないと品種登録されないという形になっておりますので、今現在、普通のGRセンチュウについては大丈夫と言うとおかしいですけれども、結果的に防止はできています。

ですが、近年、網走市で発生が始まりましたシロシストは、世界的にも、欧米でも30年以上前から発生しているけれども、結局、駆除もできない、抵抗性品種も育種できない。ですから、世界的に大変困ったセンチュウです。

オホーツク管内の対策協議会とかで欧米に調査をしに行ったところ、最終的にはそこで10年以上イモをつくらないという対策しかとれていないのが現状だそうです。近年は科学も発達していますが、育種が進んでいないのが現状であります。

では、畑にジャガイモを植えなくてもいいのではないかというのですけれども、美幌町を初め、農産物は輪作体系といって、三、四年回して、ジャガイモ、麦、ビート、そこに豆が入るとか、そうやって病害

虫の発生と収量の確保をしているのですけれども、一つ抜けることによっていろんな弊害が出てくるので、できるだけ発生しないのが1番であります。

先ほど言いませんでしたけれども、美幌町、大空町女満別、東藻琴では出ておりますので、津別町は奇跡の地帯と言われ、未発生でありました。

女満別地区で今年発生したことによって、より一層防止対策をしなければならないと思います。

農業者におきましては、大体、乗用車でもトラックでも、他町村に行くときはワークブーツを持って、必ず侵入防止対策をし、それから、相手のところにも入らない、他町村の人も美幌町に来るときは畑に入らない、もしくは、そういう侵入防止対策をしている。それぐらいぴりぴりした感じですよ。1度入ったら防止できないのが現状であります。

それと、このシロシストセンチュウが発生以来、農水の管轄で土壤消毒を行いました。発生以来3年ぐらいをかけて、駆除は一応しました。土壤消毒で95%は薬剤で駆除できるのだそうです。

しかし、今度はその薬剤が河川に流れるという弊害が出て、暗渠管だとか明渠とか用水路を通して海に流れるということで、漁協とのトラブルが起きております。

ですから、そう簡単にはできない。だから、駆除の進行状況も進んでいない。

発生地域が500町あったけれども、対策をして500町減ったのですけれども、その分また増えているのです。

ですから、今現在、シストセンチュウも解決できていない状況がありますので、大変難しい病害虫でございます。

先ほども周知徹底のことを言いましたが、今まで町とJAで侵入防止看板を設置しておりますが、町民の方にもパンフレット等で周知していただきたい。山菜取りや自家作物のために簡単に入ってほしくない

というのが現状であります。

啓蒙活動は強化していただけるのかお聞きしたいと思います。

○議長（大原 昇君） 農政主幹。

○農政主幹（田中三智雄君） ただいまの件であります。町民向けの周知ということで、今後につきましては、広報に時期を見て掲載したり、ホームページに掲載したり、またJAにも協力いただいて、JAのホームページなり、JAも広報紙があると思うのですけれども、そちらにも掲載していただいて、広く町民の方に周知していく形で考えていきたいと思っておりますので、よろしく願いいたします。

○議長（大原 昇君） 6番伊藤伸司さん。

○6番（伊藤伸司君） よくわかりました。

国道沿いとかメインの道路には看板があるのですけれども、裏道に入るとないと、私も小さいものを自分で買って、助成されていると思うのですけれども、設置しています。そういうものも含めて、今後強化していただきたいと思っております。

それから回答の中で、抵抗性品種の導入などを幅広く実施していく考えとありましたが、本町の種イモ生産農家は、年々減少傾向にあり、昨年までは大空町にお願いしてきた経緯があります。センチュウが発生したことにより、他町村に種イモの移動ができなくなりました。

ですから、もし美幌町で種イモが天候の理由などで足りなくなった場合、大空町とか他町村でセンチュウの発生地域からは来ないのです。

そういう観点から、町内の種イモ生産農家を守るために、作業機と能率向上等の機械導入への助成金等の対策を講じる考えがあるかお伺いしたいと思います。

よろしく願いいたします。

○議長（大原 昇君） 町長。

○町長（平野浩司君） 町民への周知等に

については、先ほど担当の主幹から答弁したとおり、しっかりやっていきたいと思っています。

種イモの減少ということで、私も経済部長をやっております、そのときもかなりシロシストで苦労しました。

町に洗車するところが2か所ありますけれども、当時設置も含めてやらせていただいて、農家の関係者と報徳、瑞治、それと大空の境界を走り回って、どうしたら防止できるかといういろいろ協議させていただいた経過があります。

そういった中で、農家の方々、それからJAの方と話した中では、やはり種イモをどうするかということで、伊藤議員がおっしゃったように、もし美幌の種イモが枯渇というか、なくなったら前へ進めないという話をされておりました。

そのことは私も十分聞いておりますし、種イモ農家だけではなくて、生産にどういうことが有効か、それから、守っていけるかという部分については、JAとしっかり向き合った中で、また皆さんに相談しながら施策を進めていきたいと思っておりますので、御理解よろしくお願いいたします。

○議長（大原 昇君） 6番伊藤伸司さん。

○6番（伊藤伸司君） センチュウに関しては取り急ぎやらないと、直前まで来ていますし、前回の橋本議員のときにもお答えいただいたようではありますが、美幌町の耕作地、美幌町の畑を女満別の方が何十ヘクタールとつくっておられるので、そういうことも含めて機械の移動や人間の移動を含めて、侵入防止は重要であると思っておりますので、対策をしていただきたいと思います。

それでは、次に害獣被害について質問させていただきます。

では、近年の鳥獣害と鹿について、熊は先ほど聞きましたので、鹿等の駆除頭数と農産物の被害額を把握している範囲でお教えいただきたいと思います。

○議長（大原 昇君） 農政主幹。

○農政主幹（田中三智雄君） エゾシカの被害関係ですけれども、現在捉えているのが、平成31年度でいきますと、駆除頭数が586頭、農業被害は面積でいきますと245.25ヘクタール、被害額につきましては、1,792万5,000円の被害額ということになっております。

以上、よろしくお願いいたします。

○議長（大原 昇君） 6番伊藤伸司さん。

○6番（伊藤伸司君） 平成31年度の鹿の駆除頭数が、586頭ということは理解いたしました。被害額も1,800万円程度ということで、非常に大きい数字だと思います。

農政では把握していなかったかもしれないですけれども、令和2年度の鹿の駆除については、私が聞いたところによると275頭程度と聞いております。半数程度になっている。

いろいろな要因があったと思うのですが、先ほど、ハンターの狩猟免許の新規取得に対してとか、猟友会のメンバー等の実績から、新規助成という考えは今の段階では必要ないという返答をいただきましたけれども、現実に今年は頭数が半分に減っているということで、被害額はまだ私も捉えていませんけれども、それだけ被害は増えていると思われます。

ですから、ハンターの人数の維持、それから駆除数の維持を含めて、本当にこのままでいいのか、お答えいただきたいと思っております。

○議長（大原 昇君） 経済部長。

○経済部長（石澤 憲君） 確かに、これから猟友会の会員数、年齢構成の今後を考えるといろんな手段も検討しなければならないと考えているところでありますが、答弁させていただいたとおり、現在は年齢構成、会員数等を含めると、今のところ助成等は考えていないところでございます。

また、令和2年度の駆除頭数は、確かに昨年度と比べると減少してございますので、被害面積等が出た段階で、今後の方策について、猟友会、JAとも協議をしてみたいと思いますので、よろしくお願ひしたいと思います。

○議長（大原 昇君） 6番伊藤伸司さん。

○6番（伊藤伸司君） 答弁の中で、今のところ検討をしないということですので、わかりました。

皆さん知っているとは思うのですが、猟銃は、所持免許を持って、所持許可証をもらって、買って、試験に受かったら猟銃を所持できるので、10年間は散弾銃しか持てないのです。散弾銃だと、僕が知っている範囲では、鹿は至近距離でないと駆除できないと聞いております。その辺を考えると、早目早目に手を打っていかないとハンターの数が減る、あと、高齢になってくると移動や鹿を処理するのも大変になってきますし、やはり若い人は、取って実働できる時期があると思いますので、検討を早くお願ひしたいと思ひます。

次に、昨年12月にも鹿柵の強化版で熊の侵入を防止できないかということで質問をさせていただきまして、それに関しては、人体に影響があつて、一般人の被害が出たら困るという回答をいただいて、難しいという話でした。

先ほど、モンスターウルフという忌避型撃退装置を提案させていただきました。これは、七、八年前より音と光だけで試験をしてきて、それにオオカミ型のかぶり物をつけて三、四年前から発売しております。町内では7戸の農家が9体から10体導入されております。

基本的には、熊の撃退は100%と聞いております。設置の方法も含めて、鹿にもすごく効果があるということで試験もしております。

この会社が、今、網走の東京農大とチームを組みまして、実際に設置前と設置後カメラを設置し、試験をしております、設置後はやはり来ない。音と光で忌避効果をつくっているという話でございます。

本当は駆除して個体数を減らすというのが本分というか、早いと思うのですが、それが間に合わないのであれば、こういう忌避効果も含めて撃退するものが必要なのではないかと思ひます。

熊の駆除にしても、被害がないのであれば無理やり駆除する必要もないけれども、どうしても人家に寄って来れば撃退しなければならぬです。

箱わなの効率が悪いのではないかとすることも含めてお答えいただきたいですが、農家の人に聞くと、箱わなが小さすぎて入らないとか、えさは取るけれど捕まらなかった事例があるという話ですが、効率のいい方法は研究しているのでしょうか。

○議長（大原 昇君） 耕地林務主幹。

○耕地林務主幹（中沢浩喜君） 箱わなの関係ですが、議員おっしゃるように、なかなか捕獲できないのが実態でありまして、昨年度は箱わなによって2頭、今年度も2頭の熊を駆除しております、全体で8基設置しております。えさとして鹿の駆除も兼ねて捕りまして、夏場は腐敗しますので1週間ごとに職員によって入れておりますけれども、熊は学習能力が高く、なかなか親熊を捕獲できない実態であります。

箱わなにつきまして、小さいということで、2,700ミリメートルの箱わなを持っておりますけれども、今年度は3,600ミリメートルの箱わなも新たに協議会で作成させていただいて、設置しておりますけれども、結果的に現段階ではこちらの思っている以上の捕獲ができていない現状であります。

○議長（大原 昇君） 6番伊藤伸司さん。

ん。

○6番（伊藤伸司君） 鹿と熊は微妙な関係ではあるのですが、先ほど、電牧柵は結構導入されて、畑1面、30、40と設置しているのですが、大体4ヘクタールとか5ヘクタールの畑をぐるっと回すと30万円から40万円かかる。

それは1枚の畑だけで、移動は簡単にできませんので、そういうことを考えると、効率が悪くなっていると思うし、電牧柵は、降雪があると雪で傷みますから秋に全部外すのです。そして、春に作物を植え終わったときに設置し直すのです。

ですから、そういう労力の問題もあって、最近、耕作面積が戸々で増えてきていますので、増えた農家の方々も電牧柵を張るのが労力的にも金銭的にも大変だと言って、このモンスターウルフを導入した人も多いです。

ですから、労力とかも考えて導入している話なのです。先ほど、鹿等の害獣被害が1,800万円程度の金額があるということで、ある農家に聞きますと、春にやっとビートを植え終わり、あしたの朝から電牧柵を張ろうと思って、次の日の朝に行ったらもう5反歩かじられていた。

どこで見ているのかわからないというぐらいすばしっこく、また再移植して、春にやっと植えて、今度は秋になると電牧柵を破って熊が食べるのです。やられる人は鹿と熊の両方にやられてしまうのです。

被害金額もそうですけれど、安心して地域で営農ができないという実状でありますので、いろいろな害獣について、早期に取り組んでいただきたいのですが、いま一度、町長にお答えいただきたいと思えます。

○議長（大原 昇君） 町長。

○町長（平野浩司君） 農業に係る被害対策として、大きくは耕作している農作物と、それから、耕作に携わる人々という、人に対する被害の防止という形で考えなければ

いけないと思っております。

鹿は農作物の被害、耕作被害を少なくすること、熊については、今まではどちらかというと人的被害、要は耕作に来た方に対して熊が危害を与えるという意味で、駆除するという説明をしてきました。

近年、鹿と熊の被害については、伊藤議員もおっしゃった農作物の被害をどう押さえるかということだと思います。

今までの経過を見ると、最初は音で始まって、それから今度は入らないように物理的な遮断をして、次は電牧柵というか、要は刺激を与えて排除する。

今、注目されているモンスターウルフをテレビとか、今はユーチューブで調べたらほとんど美幌の方の記事ばかりです。

見せていただいた中で感じることは、今までは音で難しかった部分を、音と光という部分でいけば、今の時代に合った対応、人と熊であれば、一般的にはお互い避け合うということなので、そういうことを考えたときに、モンスターウルフという形がすごく注目されているのかなと私は受け取っております。

町として、こういうものに支援をするという部分においては、答弁でお話ししましたけれども、今後どういう方法がいいのかを見定めた中で、とりあえず今導入している方がいるから、それをどんどんやりましょうと、皆さんのお金を使ってやるということまでは踏み切れないと考えております。

ただ、そういうものが効果を上げていることと、農家の人たちにはスピードを要求されている部分は十分に感じているので、多分そういう対応するものもハイスピードで出てくるのかなということで、その中で、皆さんがこれで当面いきましょうということであれば、しっかり町としても応える対策をしていきたいと思っております。調べさせていただきたいと思っております。

○議長（大原 昇君） これで、6番伊藤

伸司さんの一般質問を終わります。

暫時休憩します。

再開は、11時といたします。

午前10時42分 休憩

午前11時00分 再開

○議長（大原 昇君） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

通告順により発言を許します。

13番松浦和浩さん。

○13番（松浦和浩君）〔登壇〕 それでは、さきに通告しました一般質問、介護・福祉政策の拡充について、4点質問をしております。

まず1点目、町長の重点政策にある福祉施設等の拡充についてであります。

介護・福祉施設について、町長の重点政策に小規模多機能型居宅介護施設等の整備とあります。

高齢化が進む中において、施設のベッド数や施設拡充の政策等お聞かせ願いたい。

町内の地区別や自治会別の高齢者対応の施設や独居高齢者の不測事態対応の施設配置など、検討は可能なのかお聞かせ願いたい。

2点目、施設入所待機者の現況についてであります。

施設入所待機者はもとより、家族の苦勞も多いのが現状であります。現在の待機者はどのくらいの人数なのか、また、1日でも早い対応・対策について、町長の考えをお聞かせ願いたい。

3点目、介護・福祉従事者の確保と所得改善策についてであります。

介護・福祉従事者の確保は万全なのか、介護従事者資格取得支援事業補助金の成果についてもお聞かせ願いたい。

正職や登録ヘルパー等の労働環境や所得の向上策が必要と思われませんが、町長の見解をお聞かせ願いたい。

就労人口が減少していく中で、マンパワーいわゆる人材の確保には、育成や待遇改

善が急務であり、福祉を産業と位置づける労働対策としての将来構想も必要と思いますので、町長の見解をお聞かせ願いたい。

4点目、第8期介護保険事業計画についてであります。

2021年より2023年までの第8期介護保険事業の計画で、第7期計画との比較において大きな施策の変更点について、介護保険料の改定が見込まれるのか、また、基金の現状と見通しについてもお聞かせ願いたい。

以上4点、よろしく申し上げます。

○議長（大原 昇君） 町長。

○町長（平野浩司君）〔登壇〕 松浦議員の御質問に答弁いたします。

介護・福祉政策の拡充についてですが、1点目の町長の重点政策にある福祉施設等の拡充につきまして、施設のベッド数や施設拡充の政策等ですが、特養や老健などの介護保険施設については、広域型であるため、美幌町内での状況はもちろんのこと、北網圏域全体での待機者や利用見込みなどについても勘案し、介護保険料全体の今後の推計も考慮する必要があります。

小規模多機能型居宅介護施設につきましては、地域密着型であり、利用者の状況や希望に応じて、通所を中心としながら、訪問や宿泊を組み合わせたサービスを提供できるものですが、令和3年度から5年度までを計画期間とする第8期介護保険事業計画において、介護保険料の推計を考慮しながら、国や道の補助金制度を活用し、民間事業者による整備を盛り込んでまいりたいと考えております。

次に、町内の地区別や自治会別の高齢者対応の施設や独居高齢者の不測事態対応の施設配置などについてですが、介護保険サービス量を見込む場合、日常生活圏域を設定しますが、本町の市街地は役場を中心に半径2キロメートル範囲に位置しており、それ以外に人口が集中している集落はほとんどない状況となっております。

このことから、本町の日常生活圏域は数か所に分ける必要がなく、町全体を1か所の日常生活圏域と設定しており、広域型の介護保険施設や認知症対応型グループホームなどの地域密着型サービス施設についても町全体の施設配置となっております。

また、独居高齢者の不測事態については、地域包括支援センターが総合的な相談に応じ、緊急時は緑の苑などにおいて短期入所で受入れをしております。

町としましては、緊急通報装置の設置、配食サービス、乳酸飲料の配達、認知症高齢者宅訪問による話し相手、民間事業者との見守りに関する協定など、関係団体と連携を図りながら、引き続き様々な見守り体制にて対応してまいります。

2点目の施設入所待機者の現況についてですが、特別養護老人ホーム緑の苑、介護老人保健施設アメニティ美幌、認知症対応型グループホーム4事業所を合わせた定員272名に対し、待機者数は合計で505名となっており、この中には、町外者、他の施設との重複申込者、将来的に不安で事前に申し込まれている方も含まれております。

これら待機者の対応・対策等についてありますが、高齢者が住み慣れた地域で医療や介護、住まい、生活支援など、必要なサービスを一体的に受けられるよう、国が推進する地域包括ケアシステムのさらなる充実に向け、小規模多機能型居宅介護施設を整備するとともに、必要性が高まる生活支援について担い手を増やすことや、介護従事者の確保に取り組んでまいりたいと考えております。

3点目の介護・福祉従事者の確保と所得改善策についてですが、厚生労働省によると、介護人材は2025年度、令和7年度には全国で245万人、北海道で11万6,000人が必要と推計されており、毎年人材を確保していく必要があります。

介護職員は、かねてより給与水準が相対

的に低いこと、女性比率が著しく高い職場であり、結婚・出産段階での離職率が高く、本町においても同じような傾向にあります。

美幌町介護従事者資格取得支援事業補助金につきましては、町内の介護人材の確保及び資質の向上と定着の推進を図るため、町内の介護サービス事業所、障がい福祉サービス事業所または医療機関の業務に従事する方に対し、資格取得等に係る経費の一部を補助することにより、本町介護事業の安定的な確保に資することを目的として、平成30年4月より実施しております。

御質問の成果についてであります。実績としまして、平成30年度が7名、平成31年度が18名補助を利用されており、申請者及び事業所側から好評を得ているところであります。

次に、正職や登録ヘルパー等の労働環境や所得の向上策が必要についてありますが、介護人材の確保に当たっては、人材の新規参入の促進と定着を図る取組が必要であり、参入促進、資質の向上、労働環境・処遇改善の三つの視点から事業者とも連携して、国・道・町が役割分担しつつ、それぞれが取り組むことが必要であります。

具体的な方策として、国は介護報酬改定を通じた処遇改善の取組を推進、北海道は介護保険事業支援計画を活用しつつ人材確保に向けた取組を推進、町は必要性が高まる生活支援についての担い手を増やすことや、資格取得支援策など事業所の介護人材確保に向けた取組を行っております。

4点目の第8期介護保険事業計画で、第7期計画との比較において大きな施策の変更点についてですが、関連する国の基本指針及び第8期北海道介護保険事業支援計画素案において大きな変更はない見通しであります。

町の第8期介護保険事業計画では、さきに述べたとおり、小規模多機能型居宅介護施設整備を盛り込んでまいりたいと考えて

おります。

次に、介護保険料の改定が見込まれるのかについてですが、社会保障・人口問題研究所の本町の将来推計人口によると、令和5年度における65歳以上の人口は、令和2年度6,902人に対して6,919人、40歳以上64歳未満の人口は6,204人に対して5,927人となり、第1号被保険者が17人増加する一方で、第2号被保険者は277人減少する推計結果となっております。

このため、第2号保険料の減少や介護給付費の増加が見込まれますが、今後、国が示す令和3年4月1日以降の介護報酬改定率を受けて改定となる見込みであります。

また、基金の現況については、今議会補正後の今年度末基金残高は4,400万6,000円ですが、第8期計画では第7期の決算状況により、基金残高の繰入れを行い、第1号被保険者の負担抑制を図ってまいりたいと考えておりますので、よろしく願いいたします。

以上、答弁いたしましたので、よろしく願いいたします。

○議長（大原 昇君） 13番松浦和浩さん。

○13番（松浦和浩君） 今回の福祉政策については、今年の3月に予定していたのですが、事情があつて飛んでしまいました。

町長の重点政策の福祉施策の中に、小規模多機能を導入したいとあり、答弁では民間事業者との連携を取りたいということですが、これは具体的に第8期で可能なのか。

そして、ベッド数だとか規模については、今どのぐらいまで検討に入っているのか、町長の政策でございますので、回答をお願いします。

○議長（大原 昇君） 民生部長。

○民生部長（那須清二君） ただいまの御質問でございますが、小規模多機能型居宅

介護施設ということで、第8期に盛り込みたいと考えております。

美幌町には様々な介護保険のサービスがございますが、唯一この小規模多機能型と言われるサービスがないということで、従来からこういった施設が必要だという声がございます。

今回、これを盛り込みたいと考えておりますが、施設の規模につきましては、小規模多機能型は、1ユニットが29人以下という一つの単位、決まっておりますので、まずは1ユニット導入ということで考えておりました。施設の整備につきましては公募を予定しておりますので、民間の事業者を公募によって、来年度整備してまいりたいと考えております。

よろしく願いいたします。

○議長（大原 昇君） 13番松浦和浩さん。

○13番（松浦和浩君） 1ユニット29名ということですが、今回の回答の中で、町長に回答をしてもらいたいのですが、国や道の補助金を活用しという言葉が入っています。たしか、平成16年に美幌町にできたグループホーム、平成16年、17年と3棟できたときには固定資産税の減免なりのうたい文句があったのです。

それは大庭町長のときに、グループホーム導入の際、若干支援したいということでした。

今回、平野町長は、小規模多機能型居宅介護施設について同じような提案があるかどうか、町長の考えをお願いします。

○議長（大原 昇君） 町長。

○町長（平野浩司君） 今回、町長に立上げたときの公約の実現に向けて、今、民生部長が申しあげました小規模多機能型の施設を整備したいということでもあります。

整備については、民間事業者でやっていただくことで進めたいという考えで、第8期の計画に載せて、可能であるとまずは考

えております。それは民生部長が言ったとおりであります。

今御質問の、要は国の補助以外で町の施策として何か考えるかということでありませうけれど、現時点ではこれをしたいという部分よりも、ほかの状況がどういう形か、やっていることもいろいろ考えながら、第8期計画ができ上がるまでには一つの方針を出したいと思っております。

来ていただきたいとは言っても、はいわかりましたという状況ではないことも十分承知しておりますので、美幌の実態をきちんと御説明して、かつ、美幌でやることのメリットと言ったらおかしいですが、事業が成り立つための一つの考え、それから、町としての考えを事業を募集するに当たり明確に示していきたいと思っております。

○議長（大原 昇君） 13番松浦和浩さん。

○13番（松浦和浩君） 美幌町が進めてきたアメニティ美幌から始まった福祉施設、土地の関係、そして、緑の苑もグループホームも同じで、美幌町として福祉対策の一環としてしっかり何かインセンティブをつけようという対策をやってきた形が今の美幌で福祉が充実した町になった。

療育園の国立療養所からの移管のときも相当支援した。実際に、そのおかげで美幌町は多くの福祉施設、団体ができました。管内でも福祉の町に近いと言える町になったと僕も思っています。

ただ、まだ美幌町は人口2万人近くいますので、これからさらに人口の減少、そして高齢化率、あとは介護保険の適用認定率ですか、それを考えていくと、福祉施設、そして、福祉団体、地元以外の業者に相当お願いしないとイケない時期がくる。

それを考えると、町長の政策である小規模多機能型につきましても、やはり何か町としての支援をきちんとやるのが、先にできた施設との公平感があると思っておりますので、ぜひその辺をしっかりと確認を取りな

がら、また、議会にかけないとイケないのであればきちんと議会にかけてもらいたい。そういう形をとってでも、美幌町の福祉を充実してもらいたいという思いがあります。

今後検討に入る第8期の中で業者の選定についてもどうするのか。

改めて聞きます。業者は1社だけを考えているのか、複数の業者と検討に入っているのか。どちらなのか現在わかる範囲でお願いします。

○議長（大原 昇君） 民生部長。

○民生部長（那須清二君） ただいまの御質問でございますが、どこか1社と特定して話を進めるということではなくて、先ほども御答弁申し上げましたとおり、基本的に公募をしたいと考えておりますので、よろしく願いいたします。

○議長（大原 昇君） 13番松浦和浩さん。

○13番（松浦和浩君） ぜひ、いい会社がいっぱい公募されることを期待しています。

次に、同じ質問の中に、私は福祉政策と言いながら、美幌町は極端に言うところの広い町でございますので、答弁には一つの街だということが書いてありますけれど、昨日の一般質問では、美幌町の自治会40個を4地区に分けて活動してもらおうと、生活圏をそういうふうに分けるぐらいの自治会です。

町民が作っている自治会は役場の課ではないですから、自治機能を持っている自治会を4地区に分けて活動しようということは、生活圏を4地区で考えようということではないですか。

そうであれば、福祉・介護の政策も、当然、地区ごとに考える時期が来ると思うのですけれど、地区で考えないのか、一つの街でいいのかということなのですけれど、僕は分けるべきという意味で質問をしたのですけれど、一つの街で十分だという考

え、再度それでいいのかどうか、返答をお願いします。

○議長（大原 昇君） 町長。

○町長（平野浩司君） 地区のお話をいただきましたけれども、私は町長になる前から地域コミュニティーを大切にしていきたいと論じていた人間であります。

そういう意味からいけば、それぞれ細分化したほうがいいですけれども、現実として、それぞれの地域コミュニティーがしっかり成り立っていくのかという問題もこの頃出てきております。

結論から言いますと、私は、こういう介護施設、福祉施設については、町の全体で考えることでいいと思っています。

ただ、そこに入る人たちに対しては、全体で考えればいいでしょうけれど、今回の福祉という意味からいけば、地域の人たちが自分の住み慣れたところ、住み慣れた地区から動けない方もいることもあって、その辺を今後どうしていくかをきちんと考える必要があると思っています。

ただ、人をどういうふうに動かすかということでは、今まではその地域にという概念がありました。今、公共交通の詰めをやっておりますが、地域にいろんな施設をつくるのがいいでしょうけれども、それを皆さんのお金を使ってやるのは、これからの時代は難しいということを考えれば、逆に動ける人は、そこに動いてもらう、その動き方をどう考えていくかが大事だと思っています。

ただ、施設に入る方は、また別な意味でその一つの集まりですので、そういう認識を持っております。

○議長（大原 昇君） 13番松浦和浩さん。

○13番（松浦和浩君） ぜひ、町長の考えている地域コミュニティーについても十分守りながら福祉政策をしてもらえるという回答だと思いますので、動けない人、そして、そこに住まないといけないという人

もいると思うのです。

また、今、各自治会もそうですけれど、高齢者の対応について民生委員の方も相当努力していますけれど、高齢化率が激しく増えていますので、自治会の役員だけで対応はできない。

だからこそ全体でやらないといけないと思うのですが、それより地域は地域で、自治会役員も地域から出ているのでどうしても地域のことを考えます。

だから、自治会の在り方と福祉の在り方をリンクさせないといけないと思いますので、その辺を第8期の計画の中に入れるのであれば、しっかりやってほしいと思います。

1点目の中でどうしても聞きたいことが最後に1点。

不測の事態については、緑の苑の短期入所で受入れをしていると書いていますけれど、現在ショートステイも含めて、短期入所は相当きつい状態だと思うのですが、緊急のときに受入れする枠が十分確保されているのかどうか。

本当に枠があるのかどうか、回答願います。

○議長（大原 昇君） 福祉主幹。

○福祉主幹（影山俊幸君） ただいまのショートステイの御質問でありますけれども、短期入所生活介護ということで、緑の苑に20床確保しております。

こちらは、不測の事態ということでもありますけれども、ショートですから、年間の利用実人数としましては、平成31年度の実績としましては25人が利用されておまして、月平均で8名の方が利用されているということでございます。

困難事例でこちらを御利用されている方を、緑の苑、恵和福祉会につなぎまして、入所していただいている現状がございますので、よろしく願いいたします。

○議長（大原 昇君） 13番松浦和浩さん。

○13番（松浦和浩君） それでは、緊急避難のときは十分足りているということで、全然問題ないという回答でいいですね。

○議長（大原 昇君） 福祉主幹。

○福祉主幹（影山俊幸君） 議員おっしゃるとおりでございます。

○議長（大原 昇君） 13番松浦和浩さん。

○13番（松浦和浩君） わかりました。

それでは、2点目に入ります。

現在、美幌町にある、介護施設、施設サービスの建物については大きく四つだと思うのですが、現在272名の定員ということで、待機者が505名で、重複している方もいますが、だんだん増えていると思うのですが、実際この505名のうち、重複者を外すと多分300人の後半かなと思うのです。

その方が施設に入るのは、今現在、1年で入れるのか、2年なのか、半年なのか。順番も含めて、順番については入居する審査会で決まるので、飛び越えて入ることはないと思うのですが、この辺はどのぐらいの日数がかかるのか。

入居を三、四年待っているのか。

その実態について、もしここで回答できるのであれば、ぜひお願いします。

○議長（大原 昇君） 福祉主幹。

○福祉主幹（影山俊幸君） ただいまの御質問でございますけれども、美幌町所在施設の待機者数でございますが、御答弁申し上げております505名というのは、町外の方もいらっしゃいますし、施設に既に入所されている方が御希望されている場合もございます。

また、重複して1の方が複数の施設に予約をする、申し込みをするという部分もございますので、町内在住者で令和2年3月末現在では、実人数としては133名になります。

こちらは、1年なのか、3年なのかとい

うことでございますけれども、先ほどの繰り返しになりますが、まだいつ入るか御本人も計画を立てていない、すぐに入りたいということではなく、将来が不安だから申し込む方も中にはいらっしゃいますので、なかなか一概には言えないですけれども、議員おっしゃるように、審査会で、各施設で名簿を作成しまして、介護の度合いによりまして優先順位を作成されていると認識しておりますので、こちらが何年とは言えないのですが、ケースバイケースになるかと思えます。

よろしく願いいたします。

○議長（大原 昇君） 13番松浦和浩さん。

○13番（松浦和浩君） よく説明はわかるのですが、平均で何年ぐらい待つか、相当待っている方も聞いています。

そういう人のためにあるのが福祉政策であって、把握していないではなくて、実際半年で入れた方もいるし、すぐの方もいました。でも、待っても入れなくて困っている家族もいるのです。

だから、美幌町としてどのぐらい待てば入れるか、極端に言えば、入るといいう方はきついですけれども、元気になって退所する方がいないといけないのに、元気にならないので心が痛いのですが、本来はグループホームを含めて元気になって出てくれという施設だったので、今は看取りまでオーケーなものですから、緑の苑を含めまして、町民の方々に美幌町の施設は1年かかる半年かかる、そのぐらいは今度の第8期のときに、入居待機者がいる町として、しっかり確認するというと悪いのですが、ある程度の月数を言わなければ、ほかの町の施設の申込みに皆さん結構苦労しているのです。

当然、ほかの町も地元優先ですから、そうすると、美幌町にもほかの町から来ているのですが、同じことを繰り返しているのです。

この施設の在り方については、オホーツク管内でと言いますけれど、足りなければオホーツクの市町村全部でベッド数を上げる努力をすべきだし、緑の苑の移転ときもそうですけれど、枠はなくて、申請枠のままですから、地域できちんと話し合いをしてもいいのかなと。津別町、大空町と。

そういう形でいけば、我が町美幌町の町民が、我が町の施設に入るのに1年かかります、半年はかかります、どのぐらいかかるかという言い方は悪いですけど、そのぐらいの明言はできないのかどうか。私はすべきだと思うのですけれど、どうでしょうか。

○議長（大原 昇君） 民生部長。

○民生部長（那須清二君） ただいまの御質問でございますが、施設の入所に当たっては、先ほど主幹が御答弁申し上げましたとおり、申込順で入れるものではなく、判定会議を設けまして、その方が在宅で過ごすことが難しいですとか、そういった事情を考慮した中で、優先順位を決めさせていただいて、入所を決定しておりますので、そういう意味で、一概に何年とは言えないということでございます。

緊急の方であれば、申込みが遅くても、早く入れる方もいるということでございますので、御理解いただきたいと思えます。

また、足りなければベッド数を上げてはどうかという御質問でございますが、介護保険施設につきましても、先ほど御答弁申し上げましたとおり、北網の市町村全体の中で、ベッド数がどれだけ必要かということで今現在決定されているものでございます。

当然、ベッド数を上げるということは、その分のサービスが増えていきますので、介護保険料にもはね返ってくるものでございますので、本当に地域として必要なサービスがどれぐらいかを見極める必要があります。

そういったことから、人口も減少してお

りますが、高齢者の人口も推計によりますと今ぐらいをピークに今後だんだん減っていくということもありますので、そういったことから必要なサービス量を見込んだ中で、そういったベッド数なり施設の整備というものを今後考えていく必要があるということでございますので、御理解よろしくお願ひしたいと思います。

○議長（大原 昇君） 13番松浦和浩さん。

○13番（松浦和浩君） 北網の中でのベッド数の見極めを早くしたらいいではないですか。見極めできるなら見極めしていいのではないですか。そのぐらいの英断が美幌町にあっているのかなと。どこかの町が言わなかったらベッドは増えないです。

緑の苑の増床の時だって、美幌町が枠をもらったではないですか。申請枠として。我が町が英断をもって上げたので申請枠を取れて、網走でももらったではないですか。小規模の。

枠の申請をすれば動くのです。ですから、少なくとも津別と大空と協議して、今後の高齢者の施設についても、今のままでいいのか、足りないのか、もしくは、やり方があるかという協議をきちんとしてみてはどうかと思うのです。

その辺、町長どうでしょうか。

○議長（大原 昇君） 町長。

○町長（平野浩司君） 実人数で133人がいつ入れるのかというお話をいただきました。

答弁を繰り返すわけではないですけども、審査会を3町でやっていますけれども、その中でどうするかを決めるので、基本的に急ぐ方はきちんと対応されていると私は理解しております。

それで何年も待機される方がいるというのは、それなりの何かがあるということで、もしそういう方が何人もいらっしゃるのであれば、それはしっかりその方の分析というか、確認はしていきたいと思

っています。

私の知っている中では、審査会で美幌の施設が難しいという方であれば、例えば、本人がどうしても美幌から離れたくないというのは別ですけれども、大空の施設とか、津別の施設で全部調整をしています。実際に私の母も津別町にお世話になりました。

そういう意味では、近隣とは調整はできているという話でありまして、当然施設の数が増えることによって、負担というか、保険料に影響すること、今後のことを考えれば、枠を取ることはいいでしょうけれども、そのことで施設として成り立たないということであれば、また困る話なので、その見極めはしっかりしていきたいと思います。

私が間違った部分もあると思いますので、副町長から訂正も含めて答弁させていただきます。

○議長（大原 昇君） 副町長。

○副町長（高崎利明君） すみません。

ただいまの町長の答弁の中で、認定審査会と判定委員会と混在していたと思うのですけれども、認定審査会というのは、介護認定のそれぞれ区分を認定するもので3町でやっておりますが、施設の入所につきましては、3町ではなくて、それぞれの事業所が判定委員会を持ちまして、入所者の順位を決めているということで、まず、その辺を理解していただきたいと思いますので、よろしく願いいたします。

○議長（大原 昇君） 13番松浦和浩さん。

○13番（松浦和浩君） 今、二つ目で手厳しい言い方をしたのですけれども、私の周りで、ほかの町からも施設の数、ベッド数でどうしても苦しんでいる方々がなかなか解消されない。

この年になって、年が近い方の親が80歳を超えるとそういう話が聞こえてくるのです。

20年前から見ると、介護を受ける方、審査も厳しくなりましたが、圧倒的に認定者が増えていますので、急ぐべきは施設の在り方、そして、お金がかかっても町民にきちんと説明すべきです。

高齢者が多い地域になってしまったのですから、その部分は町民にきちんと説明すべきだと思います。

その前提で、施設の在り方については拡充すべきという考えで言ったつもりなので、その辺の趣旨は町長はわかったと思いますので、次に3番目に行きます。

3点目については、介護・福祉の従事者の確保と改善です。

回答の中にも、所得の向上や労働環境の改善が必要だと、私もそう思っています。ただ、美幌町単独の介護施策として、国と道と補助政策の中でやっていますので、簡単に割り切ることができるのではないと思います。

ただ、住宅の確保だとか、生活環境についての支援は例外でいいのかなと。

美幌町の公営住宅は、今は20軒から40軒、改修して空いているところも出てきています。

美幌町としてそういうところにヘルパーを一時入居させて生活を安定させるという施策があってもいいのかなと。

空いている公営住宅、もしくは住宅を、美幌町以外から来る、看護師も町外から呼んでいますけれど、そういう人たちの移住定住についても、福祉関係の人たちにきちんとした住居を貸してあげる。

そういうところは、福祉の関係での検討には入っていないのかどうか、何かありましたらお願いします。

○議長（大原 昇君） 町長。

○町長（平野浩司君） 介護・福祉従事者の確保ということで、国・北海道・町が役割分担をしっかりとしなければいけないという答弁をさせていただいております。

その中で、御質問の処遇改善の中でいけ

ば、例えば、労働環境とか、所得の向上というのは難しい。それは国にしっかりやっていただきたいという中で、町としてしっかりやらなければいけないのは、育成とか、確保、これは議員おっしゃるとおりやっていく必要があると思っています。

それをどうしていくかということにつきましては、今、美幌町として不足する人材について触れていただきましたけれども、介護だけではなくて、医療従事者、それから介護従事者を併せて福祉という概念と、それから保育士、そういう人材をどうしていくかをトータル的に考える時期になっている。逆に遅いという思いではありません。

その考え方を整理して、それぞれのところに投げかけをしているものもございませう。

ですから、そういった中でいけば、近隣からの人の取り合いとはならないとなると、当然、将来に向けて育成するという、教育の中で、美幌から育てていく方が地元に戻るとか、そういう考え方、それから、他の地域から来てもらう、これは移住定住の話に関係してくるのですけれど、そういうトータル的な見方をする必要があるので整理をして、そういう投げかけをし始めたところであります。

そういった中で、からくりをしっかりと整理した中で、また皆さんにお示しして、御意見をいただいてやっていかないと、1個ずつをどうですか、どうですかと聞かれても、その中の答え方は非常に難しくなると思いますので、今議員おっしゃられたことについてはしっかりやっていきたい、言うならば、育成と確保ということに対してはやっていきたいと今の段階では思っております。

○議長（大原 昇君） 13番松浦和浩さん。

○13番（松浦和浩君） 地域の在り方が過去と違って、右肩上がりの経済が続いていない寂しい状況になっているのは、もう

20年以上前から出ています。

その中で介護制度が始まって、結果的には各町村の予算、そして町民の負担も増える形になっている。その反面、施設に入れた方は少なくとも安心して居る方もいるので、そういうことを考えれば、施設の在り方は地域にとって必要なこと。

人材育成、教育、福祉、教育も福祉も日本の政策としてはまとめて福祉政策と言いますので、福祉にお金をかけることで地域にまたプラスになる、教育にお金をかける、それが美幌町の1番の仕事かなと。

逆に言えば、美幌町の中学生なりが、ほかの高校に行って福祉の勉強をして、そういう子供たちも美幌町に帰っておいでと、インセンティブがありますよというのを、今後しっかり施策で出すことを町長に期待しますので、よろしくお願ひします。

それでは次に、重複しますが、4点目の第8期介護保険事業計画に入ります。

第7期が終わりかけていますので、過去の第1期のときから介護保険料は随時随時上がってきている。美幌町も最初のころは安いほうに入っていて、今は若干中間より上になったのかなと。

美幌町は人口がまだ2万人を超えていたので、配分でいくと助かったと思うのですが、回答の中で、第1号被保険者と第2号被保険者の数が若干動く。そうになると、当然第2号の負担が増えるとなります。なおかつ、階層ごとにまた増えるとなりますけれど、給料が高額の人が減れば、当然介護収入が減ります。ということは、平均して低・中の所得の人の負担率が増えるということになるのです。

今でも相当きつい生活で頑張っている人たちも保険料を払っていますけれど、それを考えると、今回の第7期の1年後の基金残高は3,300万円ぐらいでした。今回、4,000万円あるとなりますと、前回第7期のときは若干ありましたけれど、この数字でいったら第8期はこのままの金額でい

けるのではないかと、僕はそういう感じがするのです。

その中に小規模多機能型の建物が一つ入っても、おおむね大きな値上げなく基金でいけるのかなと。ただ、基金がなくなると、後が大変ですけれど。

今はコロナ禍で、経済が戻る見込みがわからない状態でいけば、第8期の保険料を極力上げない方向で検討に入れるのかどうか、お願いします。

何か指標があればお願いします。

○議長（大原 昇君） 民生部長。

○民生部長（那須清二君） ただいまの御質問でございますが、第7期の基金残高が約1,000万円ございましたので、それを全額繰り入れるということで保険料を算出しております。繰り入れる予定で、本来であればそれはゼロになる予定だったのですが、今現在の見込みでいきますと、4,400万円ほどが残高として残っているということです。結果としていい方向、財政的にはそういった状況でございます。

今後の保険料についてですが、ただいま議員がおっしゃった小規模多機能型のサービスが増えていきますし、あと、その他のいろんなサービスについても、今後3年間を見込むこととなります。

その上で、介護報酬の改定も今後されるということもありますので、今現在では何とも上がるとか、下がるという見込みを申し上げられないですけれども、そういったいろんな要因を推計した中で、今後、保険料が決定していくということでございますので、よろしくお願ひしたいと思ひます。

○議長（大原 昇君） 13番松浦和浩さん。

○13番（松浦和浩君） 勘違いをすると困るので、介護保険の基金を取り崩してなくなった場合、一般会計からの繰入れは自由ではなかったと思うのだけれど、簡単には繰入れできないですよね。

その場合、繰入れする方法は何かあるの

でしたか。

○議長（大原 昇君） 副町長。

○副町長（高崎利明君） すみません。

私もはっきり言えませんけれども、介護保険の基金を取り崩して、なおかつ赤字が出る場合は、先に借入れをして、次の介護保険の改定時に保険料を上げて返済をしていく形になりますので、一般会計からの財政支援ではなくて、あくまでも独自の特別会計の中で借入れをして、次の計画でその分を保険料で上乗せして、返済していく形になりますので、よろしくお願ひいたします。

○議長（大原 昇君） 13番松浦和浩さん。

○13番（松浦和浩君） 介護保険制度の計算式を間違っ、て、お金が足りなくなるといふことは本来あり得ないですけれど、今、景気が上向いていない状態を考えましたら、どこかでワンクッションを置くべきだと。であれば、苦渋の選択で、据え置いた中で取り崩しもやむなしと。

その代わり、3年後借財があるのであれば、その分を第9期、第10期で返済するだとか、そういう形でこの苦難の時期を乗り越える形を取るのも、美幌町としての町民に対する仕事かなと思ひます。

部長が言ったとおり、国の政策がまだ100%おりてきていない。報酬についてもおりてきていない。

3月議会になってやっとわかると思ひますけれど、3月議会で我々議会が質問しても間に合わないものですから、多分その段階で提示されるのかなと。提示されてどうしようもないことだけは避けたいなど。

私は、介護保険制度が20年前にできたとき、平成13年ですよね、制度が始まったのは。

このときから既に福祉の関係では相当厳しい制度だということ、そのまま来ていきますので、多くの町民が、福祉、介護施設を使いやすくして、そして、負担金も多く

なく、誰もが福祉豊かな美幌町に住んでよかつたとするために、1月、2月、3月と時間は短いですが、その辺の方針をしっかりとしてできる余裕はあると思うのですが、今の基金の関係について、何か問題点があるのかなのか。

取り崩しについて危惧されることがあるかどうか。崩してしまうと大変だとか、今の段階で何か問題点はあるのかなのか。

あればお願いします。

○議長（大原 昇君） 副町長。

○副町長（高崎利明君） ただいまの介護保険料の関係でございますが、先ほど部長からお話ししましたとおり、サービスの量、保険料の納付者についてはある程度見込めますが、国の介護サービス費用の改定がまだ見込めないということでございますけれども、今後につきましては、高齢者も増えますし、サービス利用者も増えるということで、当然増えることが想定されております。

その中で、これから第8期の事業計画素案がまとまりまして、年が明けてからパブリックコメント等で町民の方への御説明と、議会にもお示しをしていきたいと考えますが、出てくるサービス料の公費負担を除いた部分、保険料で賄う部分が出てきますので、その中で個々の負担にならないように、今お話ししました基金を最大限活用させていただいて、被保険者の負担を抑える形で取り組んでいきたいと考えておりますので、御理解いただきたいと思っております。

○議長（大原 昇君） 13番松浦和浩さん。

○13番（松浦和浩君） よくわかりましたので、残り時間が短いですが、高齢者の不安を減らすため頑張ってもらいたい。

最後に、町長に一つだけ確認を取ります。

町長の重点政策の小規模多機能型居宅介護施設については、間違いなく進めてもら

いたい。進めるという町長の決意を最後に聞いて終わります。

よろしくをお願いします。

○議長（大原 昇君） 町長。

○町長（平野浩司君） 答弁にも書いてございますけれども、小規模多機能型居宅介護施設については第8期の中にしっかり載せて、これを達成するようにやっていくことをお誓いします。

○議長（大原 昇君） これで、13番松浦和浩さんの一般質問を終わります。

暫時休憩します。

再開は、13時15分といたします。

午前11時53分 休憩

午後 1時15分 再開
休憩前に引き続き、会議を開きます。
通告順により発言を許します。

10番坂田美栄子さん。

○10番（坂田美栄子君）〔登壇〕 私は、まず1点目、美幌町役場における職場環境についてと、2点目は、教育行政について、2点通告してございますので、説明をしながら答弁をいただきたいと思っております。

まず1点目、美幌町役場における職場環境について。

パワーハラスメントの相談体制の強化について。

職場のパワーハラスメントは、働く人にとって心身に多大な影響を及ぼすだけでなく、就業意欲の低下や離職率の上昇などを引き起こす問題です。

また、職場秩序の乱れや業務への支障が生じたり、信用性にも悪影響を与えるおそれがある問題です。

2016年に厚生労働省が実施した職場のパワーハラスメントに関する実態調査によりますと、過去3年以内にパワーハラスメントを受けたことがあると回答した者は32.4%で、前回、2012年の調査時の25.3%よりも増加しています。

このような状況の中、2019年の第198回通常国会において、労働施策の総合的な推進並びに労働者の雇用の安定及び職業生活の充実等に関する法律である労働施策総合推進法が改正され、職場におけるパワーハラスメント防止対策が事業主に義務づけられ、2020年6月1日から、いわゆるパワハラ防止法が施行されました。

美幌町役場における相談体制と現状について、お示しをいただきたい。

2点目、教育行政についてですが、その中の、一つ目は、発達障がい者に対する支援体制についてです。

平成17年に発達障害者支援法が施行され、自閉スペクトラム症や学習障がい、注意欠陥多動性障がいのある子供たちを含め、発達障がい者に対して早期に発達支援を行う重要性が明記され、本人が困っていれば、障がいの程度にかかわらず支援の対象となりました。

今では発達障がいが多く認知されるようになり、理解も広がりつつありますが、学校現場での支援は十分とは言えない状況です。

支援を必要とする発達障がいのある子供たちの数は増加を続けていますが、一方で支援が手薄いというのが大問題です。

他の障がいと同じように、発達障がいにも手厚い支援が必要と考えます。

本町の小中学校における現状と対策についてお示しください。

二つ目、電磁波過敏症の対策についてです。

新型コロナウイルス禍によるGIGAスクール構想によって、多くの学校でインターネットに接続するため、Wi-Fiなどの無線機器を整備することになりましたが、一方で電磁波が身体に与える影響を心配する声があります。

教育へのICT活用自体は今後も積極的に研究されていくべきものですが、同時に子供の身体や脳への影響についても併せて

配慮されるべきものです。

特に、子供は頭蓋骨が薄く、体内の水分量も多いため、大人と比較して電磁波の影響を受けやすいことは、様々な研究でも指摘されています。

大人は大丈夫でも、子供たちの発達に影響を受ける可能性があるということは、教育環境として配慮すべき重大なリスクと考えます。

本町における対策についてお示しください。

以上、答弁よろしく申し上げます。

○議長（大原 昇君） 町長。

○町長（平野浩司君）〔登壇〕 坂田議員の御質問に答弁いたします。

教育行政につきましては、後ほど教育長から答弁いたします。

美幌町役場における職場環境について。

パワーハラスメントの相談体制の強化についてですが、本町におきましては、このたびのパワハラ防止法の施行を受け、これまでの美幌町職員のセクシュアルハラスメントの防止に関する規程を全面改正し、パワーハラスメント、セクシュアルハラスメント及びその他のハラスメントを総合的に防止・排除し、ハラスメントに起因する問題が生じた場合に適切に対応することを目的とした、美幌町職員のハラスメントの防止に関する規程を今年度制定したところであります。

この規定では、ハラスメントに関する苦情の申出、相談に対応するため、ハラスメント相談窓口を設置することとし、相談窓口となる担当職員につきましては、人事を担当する主査及び総務部長が指名する職員として、現在、保健師についても相談窓口の担当職員とするなど、様々なハラスメントの内容に対して柔軟に対応できる体制を取っているところであります。

相談窓口において、苦情相談の申出を受けた場合には、申出人及び関係者に対し事情聴取や事実確認を行い、迅速に苦情相談

に係る問題の解決を図ることはもとより、特に問題解決を図ることが困難と認められる場合には、必要に応じてハラスメント処理委員会を開催の上、職場環境等の改善指示を行うなどの対応をとることとしております。

パワハラが問題となる背景には、上司部下の価値観の多様化やコミュニケーションの希薄化などがあると言われております。

現状におきましては、相談窓口への直接的な相談実績はないものの、上司部下の信頼関係の不足からパワハラに発展する要素は潜在的にあることも十分に考えられるところであります。

職員は、ハラスメントをなくすためにお互いの人格を尊重し、対等なパートナーとしての意識の下に職務を遂行することはもとより、自分の気持ちや意見を率直に表現する一方で、相手の意見も素直に耳を傾ける、意見の食い違いがあっても、お互いを尊重し合いながら共通点、妥協点をともに探す努力をするなど、日常的に上司、同僚、部下との信頼関係を大切にすることが最も重要であると認識しております。

また、あわせて、ハラスメントを見逃さないためには、困っている人を見かけたら声をかけることや、助け船を出すなどの気かけ、相談窓口への相談を進めるなどの持ちかけなど、ハラスメントのない職場づくりのために、周囲の人ができることを行うことも重要なことと認識しております。

現在、ストレスチェックによる高ストレス者に対するケアや、今年度より見直しを実施しました人事評価制度における年3回以上の面談の義務化などにより、所属長が職員の状況を把握するなど、職員間でコミュニケーションが取れるような仕組みづくりにも努めているところでありますが、今後におきましても、職員がその能力を十分に発揮できる勤務環境を保持することによって、質の高い行政サービスの提供ができ

るよう、ハラスメントに係る知識及び対処等についての理解を深め、良好なコミュニケーション、働きやすい職場の環境づくりに努めてまいりますので、よろしくお願いいたします。

以上、答弁いたしましたので、よろしくお願いいたします。

○議長（大原 昇君） 教育長。

○教育長（矢萩 浩君）〔登壇〕 教育行政についてお答え申し上げます。

御質問の1点目、小中学校における発達障がい者の支援体制の現状と対策であります。各校では、実態把握と対策を講じるため、特別支援コーディネーターを中心として、個別の支援計画・指導計画、保護者との面談等を行い、個の特性に応じた適切な支援方法を検討し、習熟度授業などを取り入れることで、担任だけでなく、全教職員が共通理解の下で組織的な対応となるよう取組を進めております。

また、図工や体育など、特別支援学級との交流授業の際には、特別支援員が補助に入るなど、適宜対策を講じている状況にあります。

通常学級に在籍する特別な教育的支援を必要とする児童生徒が増える中、本町では、平成30年度から美幌療育病院の協力により、作業療法士や言語聴覚士が普通学級の授業を参観し、医療的な観点から教員とのカンファレンスや保護者への説明・助言を行い、児童生徒にとってふさわしい教育環境の整備に努めているところであります。

また、特別な教育的支援を必要とする子供に対しては、地域で一貫した相談及び支援体制を構築する必要があるため、美幌町特別支援教育連携協議会を設置して取り組んでいるところであります。

これまで、民生部や専門家を交えた幼小連携や中高連携は行っておりますが、乳幼児から就労後までの支援体制を切れ目なく行うことにより、個の特性に応じた適切

な支援体制が図られるよう、関係機関が一堂に会し取組を進めていくものであります。

今後とも、学校現場の多様性を確保しつつ、学校・家庭・関係機関・教育委員会が一体となり、それぞれの特性に合った教育的支援の充実に努めてまいりますので、御理解願います。

次に、2点目の電磁波過敏症における対策であります。私たちが暮らす環境には数え切れないほどの電磁波が存在しております。

現状では、町内全ての小中学校で電磁波過敏症の有症者は確認しておりませんが、今後、必要に応じて学校保健だより等で保護者に周知するとともに、仮に有症者が出た場合においては、家庭との連携体制を強化した中で、電磁波遮断用専用グッズ等による防御策を講じつつ、引き続き、国の指針や基準などの動向を注視しながら、ICT機器を安全かつ適切に利用していきたいと考えておりますので、御理解賜りますようお願いいたします。

以上、お答え申し上げました。どうぞよろしく願います。

○議長（大原 昇君） 10番坂田美栄子さん。

○10番（坂田美栄子君） それでは、まずパワーハラスメントの相談体制の強化についてから再度質問させていただきます。

パワーハラ防止法が制定された背景には、都道府県労働局に寄せられる相談増があったり、近年は過度なパワーハラが社会問題化し、相談件数の増加と、それから、職場におけるいじめや嫌がらせの増加に伴って、うつ病などの精神障がいを来す人も増えている状況があると言われております。

パワーハラの判断は、線引きが難しいとも言われております。

美幌町でも、美幌町職員のパワーハラ防止関連規程を制定し、相談窓口を設置して様々なハラスメントに対応できる体制をと

っているということでもあります。

苦情・相談の申出を受けた場合、迅速に解決を図る、職場環境の改善指示ということも書かれておりました。全く心配する必要がない、働きやすい職場環境づくりに努めているということではありますが、相談窓口の設置についてのお知らせや、知識を身につける啓発活動はもちろん大切なことではありますが、表面的な施策になりがちとも言われています。美幌町も例外ではないです。

職員の行動、言動を変えるためには、より踏み込んだ施策を行い、根本からパワーハラを防止するために必要な周知、徹底はどのようにされるのか、まず最初にお伺いしたいと思います。

○議長（大原 昇君） 副町長。

○副町長（高崎利明君） ただいまの御質問でございますけれども、パワーハラ防止の基本的な考え方といたしましては、その言動を受ける職員に精神的、また、身体的な苦痛を与えて、その職員の人格、尊厳を害するのみならず、当該言動を見聞きしている周囲の職員にも精神的苦痛を与えて、職員の勤務環境を害するというものでございます。

ですから、人権に関するものとして、職員の利益の保護の観点から防止しなければいけないものと考えております。

今、坂田議員がおっしゃられた部分につきましては、規程の周知だけではなくて、今回の規程の中にもありますけれども、職員の責務、また所属長の責務という部分をうたっておりますが、そういう部分を各職員に周知するというところで研修等を開きまして、その内容を十分に職員それぞれに理解していただくことが大切だと考えておりますので、定期的にパワーハラスメントだけでなく様々なハラスメントがありますので、時々に合わせて研修を実施していきたいと考えておりますので、よろしく願います。

○議長（大原 昇君） 10番坂田美栄子さん。

○10番（坂田美栄子君） 答弁いただいたとおり、実行されていればパワハラ問題は起きないと思います。

近年は、上司、部下、同僚の価値観の多様性もありますが、何といてもコミュニケーションの希薄化によりまして意思の疎通不足、信頼関係不足、それから、困っている人に声をかけられない環境、また、相談できない環境、周りの人たちも見て見ぬふりをする環境になっていないかということが1番大きな問題になっていると考えられるところではありませんか。

特に、ハラスメントの問題は、1人で抱え込んで悩んでしまうことも多いようです。誰でも安心して相談できる窓口や、相談担当者、そういう人たちを十分配慮して設置すべきではないかと考えております。

現状において、相談窓口への相談実績はないとしながらも、上司、部下の信頼関係不足からパワハラに発展する要素は潜在的にあることが十分考えられると思います。

1番大切なことは信頼関係ではないかと思えます。言葉で表現することは簡単なことですが、それを実行することが1番難しいと思うのです。

そういうことをこれからどういうふうに取り組んでいけばいいかということは、私が言うことではありませんが、皆さんがこれから取り組もうとする内容の中にはあるのではないかと思います。

ただ、1人だけで悩む、そういう環境を決してつくりたくないことがこれからの大きな課題ではないかと思えますが、その点について考え方があればお聞かせいただきたいと思えます。

○議長（大原 昇君） 総務部長。

○総務部長（小室保男君） 御答弁申し上げます。

今議員から、パワハラ対応について表面的な施策になりがちではないか、また、信

頼関係あるいはコミュニケーションが不足していることによって、パワハラに発展する可能性がある、そのような御指摘をいただきました。私自身も全く同感であります。

そういったことがないように、先ほど副町長からも答弁がございましたが、今回、新たに規程も設けまして、職員研修も考えていたのですけれども、コロナ禍の影響もあってなかなか外部から講師をお招きしての研修ができないということもございませぬ。新年度には、しっかりと研修の機会を設けたいというのが1点であります。

それから、職員同士の信頼関係があつて初めてよりよい仕事ができると思えます。

また、コミュニケーションが不足していれば、職場内、グループ内もそうですけれども、横の連携を図った上でいい仕事を進めていくことができないということでもありますので、そこもしっかりとケアをしていかななくてはならないと考えております。

いずれにしても、行政サービスの担い手である職員が働きやすい環境であるということが何よりも大切であろうと考えておりますので、パワハラに限らず、様々なハラスメントがあるわけですけれども、そういったことが職場内で決して起きることがないように、また、役場以外にも様々な事業所がありますけれども、行政としては全ての働く職場においてハラスメント行為が行われぬ、そういう健全な社会になることが何よりも大切だと思いますので、そういった社会の実現に向けてしっかりとまずは職場内の体制を強化した上で取り組んでまいりたいと考えているところでございませぬ。

○議長（大原 昇君） 10番坂田美栄子さん。

○10番（坂田美栄子君） 今答弁いただきましたので、それに向かって進んでいたような期待をしたいところですが、やはりパワハラは、いつ・どこで・どういう

形で起きるかわからない、想定できない問題ではないかと思っておりますので、例えば、被害者・加害者の問題だけではなく、誰にとっても居心地のよい職場環境をつくらなければいけない問題だと思っております。

パワハラが続くと、被害を受けている職員は仕事に集中することができませんし、体調を崩したり、それから精神的な病で欠勤が増えたり、最終的にはパワハラを理由に退職を考えるようになっていたり、そうしますと、大切な人材を失っていく可能性は十分あります。

そういうことがないようにしていかなければならないと思うのですが、退職を余儀なくされた人たちが、誰にも相談できなかったというわけではないかもしれませんが、ただ、本心を言えなかったり、一身上の都合でやめざるを得ないという理由があったり、家族の都合で退職をせざるを得ないという状況に追い込まれてはいないかということも含めて考えていただければと思います。

最悪は、自殺を考えてしまうこともあり得ますので、そういうことにならないためにも、しっかりとした相談窓口、人材を配置していく必要があると思っております。

それと、一つだけ残念なことを申し上げますけれども、夢と希望を持って美幌の地で働きたいと採用された人たちが美幌を去っていく、そういう現状も見ているような気がいたします。

相談体制が整備されていながら、対応できなかったことについては、とても残念なことだと思っておりますが、組織的にしっかりとした問題解決、体制づくりをこれから強化していただき、安心して働ける職場環境を築き上げていくことを期待したいと思います。

パワハラについてはこれで終了させていただきますが、本当に働きやすい、相談しやすい職場環境づくりに向けて努力していただきたいと思います。

○議長（大原 昇君） 副町長。

○副町長（高崎利明君） ただいま坂田議員から御指摘を受けた部分であります。

ハラスメントが原因で有意な人材が集まらないとか、また、指導をちゅうちょして、人材の育成が十分にできないこと、様々な要因がありますけれども、町民のために質の高い行政サービスを提供することは、この問題をきちんと解決していかなければいけないと思っております。

ですから、職員個々がその能力を最大限に発揮できる職場であるように、様々なハラスメントの防止を十分に図ってまいりますので、御理解いただきますようよろしくお願いいたします。

○議長（大原 昇君） 10番坂田美栄子さん。

○10番（坂田美栄子君） それでは、発達障がいに対する支援体制について、再度質問をさせていただきます。

インクルーシブ教育システム構築のために、全ての教員が特別支援教育に関する一定の知識・技能を有することが求められていると思います。特に、発達障がいに関する一定の知識・技能は、発達障がいの可能性がある児童生徒の多くが通常学級に在籍していることから、必須の条件と言わざるを得ないと思います。

これについては、教員養成段階で身につけることが適当であります。現職教員については、研修等により基礎的な知識・技能の向上を図る必要があると考えているところですが、全ての教員が多岐にわたる専門性を身につけることは困難なことから、必要に応じて外部人材の活用も行い、学校全体として専門性を確保していくことも必要であると考えているところです。

そこで、特別支援コーディネーターを中心とした活動や療育病院の協力を受けながら、児童生徒にとってふさわしい教育環境の整備に努めていることについては十分理解をしているところです。

ですが、通常学校に在籍する教育的支援を必要とする児童生徒が毎年増えてきている状況は御存じのことと思います。各学校の現場では、授業が組み立てられない状況にあることも御承知でしょうか。

このような状況に対して、支援体制、現状をどのように認識され、対応しようとしているのか。

それから、支援員として配置される人材の確保はどのようにされているのかをお尋ねしたいと思います。

○議長（大原 昇君） 教育長。

○教育長（矢萩 浩君） ただいまの通常学級で特別な配慮が必要な児童生徒の関係でございますけれども、1回目の答弁で申し上げましたように、まず、その子が入学した、進級したとなりましたら、特別支援コーディネーターを中心として個々に応じた支援計画、指導計画等を作成して、それに基づいて授業を行っていくわけでございますけれども、授業を行っていく中で、定期的に全教職員でその子の状況を共有しようということ、定期的な会議も設けております。

また、教員個々の技量等につきましては、一つは教員養成段階で免許取得ということがございます。

さらには、校内人事の中で、普通学級を担当する教員もいれば、特別支援学級を担当する教員もおり、その辺はローテーションだとか、適材適所ということで配置しているわけでございますが、そういった人事配置による研修、さらには、校内的には公開研究会等を通じた研修も行っている状況にあります。

現在、特別支援学級に対しては、支援員を配置しております。答弁でも申し上げたように、交流授業等においては、支援員を配置しながら普通学級でやっている状況で、今年におきましてはコロナ禍ということで、北海道で学習支援員を配置いただいている状況にあります。

この支援につきましては、教員免許を有している方もいらっしゃいます。こういった方を活用しながら、そして、何と云っても定期的に家庭と学校、ときによっては療育病院等の関係機関、教育委員会も一緒に入りながら、その子がどのような環境で教育を受けることが1番いいかということ、常に検討、模索しながら、学年途中であっても通常学級から特別支援学級への転籍といったことも柔軟に行っておりますので、どうぞよろしく願いいたします。

○議長（大原 昇君） 10番坂田美栄子さん。

○10番（坂田美栄子君） 発達障がいの子供生徒については、いろんな意味で支援はされているかと思えます。ただ、通常学級に通っている子供の中で、なかなか授業についていけない子供たちが増えてきているのは事実です。

1番問題なのは、低学年のときにいろんな勉強を少しずつ理解して、ついていける状況をつくっておかないと、学年が上がるごとにだんだん理解が難しくなってくるということで、授業に参加してはいるけれど、ただ教室にいるというだけの話で、理解までいっていない子供たちがすごく増えてきているのも現実として聞いております。

そういう中で、先生方も授業をする上で非常に難しいというのは現実としてありますので、例えば、そういう子供たちが1クラスの中にどの程度いて、支援員が一人一人にきちんとした対応ができるかどうか、そういう状況も見極めていかなければいけない問題ではないかと思えます。

しつこく言わせていただきますけれども、低学年のうちにきちんとやれること、我慢すること、それから、自分で努力すること、いろんなことを自分でやるということ、考えさせるためには、先生方にもきちんとした知識を持っていただかなければ、適切な教育はしていけないと考えているとこ

ろです。

担当の先生方もきちんと支援員の資格を持って取り組まれていると思いますけれど、中には人材不足のために資格を持たない先生たちもいらっしゃると思うのです。そういう先生たちにも研修の機会を与えて、理解をしていただくことが大事だと思っています。

先ほど教育長が言われたように、発達障がいはいずれ個性があって、一律ではありませんので、個々の特性に応じた支援体制が大事だと言われましたけれど、個々の支援体制を取っていくためには支援員を増やしていかなければ、きちんとした対応はできないと思いますが、その点について、クラスの発達障がいの人数に合わせて対応できる支援員をどのように確保していくのか、考え方があればお聞かせいただきたいと思っています。

○議長（大原 昇君） 教育長。

○教育長（矢萩 浩君） 支援の関係でございますが、まず初めに、通常学級で支援が必要な児童生徒の数でございます。

こちらにつきましては、令和元年度で3小学校、764人の全校児童おります。普通学級で764人、764人に対して98人が特別な支援が必要な児童ということでございます。率にしますと12.8%であります。

平成28年度の段階では898人に対して34人でありました。児童数が減っていることもありますが、支援が必要な児童数でいえば、平成28年度で34人であったものが、令和元年度では98人と大幅に増えている状況であります。

これに対して、支援員の状況であります。小学校合計でいきますと、平成28年度では全部で12人おりましたのが、今は19人ということで、決して満足な人員配置ではございませんが、状況に応じまして増員を町にお願いして配置していただいている状況でございます。

また、支援員の研修といたしまして、毎年、支援員の研修会、こちらは教育委員会が主催して行っていますが、こちらには、オホーツク教育局から指導主事に来ていただいて、特別支援教育の現状だとか、支援員の役割、そして、重要なのが障がいのある児童生徒の理解、障害のある児童生徒への支援の在り方、さらには、なかなか支援員同士の交流が限られてしまうこともありますので、意見交換等の場面を十分に取って、よりよい支援につながるよう取り組んでいる状況であります。

よろしくをお願いします。

○議長（大原 昇君） 10番坂田美栄子さん。

○10番（坂田美栄子君） 年々、発達障がいが増えている原因は全くわからない状況でありますけれども、発達障がいを持っていると言いながらも、社会に出ることを目的として教育をされていくわけです。

そういう意味では、小さいときからの積み重ねという意味で、支援員は本当に基本的な、大事な立場の先生だろうと思うのです。そういう先生たちをしっかりと守ってもらえないと、子供たちはきちんとした成長ができない。社会の一員として活動できる状況になっていかないということにつながっていくと思うのです。

そこで、教員の資格を向上させるために重視すべきものは、管理職の教育に関する知識ですとか、マネジメントですとか、認識、こういうものをリーダーシップとして発揮することが重要な課題となってくると思いますので、例えば、教育委員会の主事ですとか、校長ですとか、そういう人たちにも発達障がいの認識をしてもらう。知識を持ってもらうことも一つの方法だと思うのです。

そういうことで、皆さんで、学校全体、地域全体でそういう発達障害に対する認識がなければ、きちんとした成長をさせることができないのではないかと考えています。

ので、管理職等も含めて、研修の実施を考
えていただくことが必要ではないかと思
いますが、その点についてはいかがでし
ょうか。

○議長（大原 昇君） 教育長。

○教育長（矢萩 浩君） 研修の実施の関
係でございますが、研修は今もやって
おりますけれども、当然これからも校
内研修、場合によっては、各学校を
横断した研修も必要とは認識して
おります。

また、1回目の答弁で申し上げまし
た美幌町特別支援教育連携協議会、
こちらの構成員は療育病院、各学
校の特別支援教育のコーディネー
ター、美幌高校の養護の先生、さ
らには、町内の幼稚園、保育園、
そして、児童支援グループ、発達
支援センター、幼児ことばの教室、
さらに保健師、保健福祉グループ
の障がい福祉の担当者といった
町内横断的な組織を設けて
おります。こちらは、生まれてから
就労するまで切れ目ない支援を行
うということでやって
おります。

その中で専門家の御意見等をいた
だくことも一つの研修だと捉えて
おります。

そのことにつきまして、各学校・各
職場に持ち帰っていただいて、フィ
ードバックをしていただくことで、
さらに職場内でも浸透していく研
修になると認識しておりますので、
この会議につきましては、定期的
に学びの場として継続していき
たいと思っておりますので、よろ
しくお願いします。

○議長（大原 昇君） 10番坂田美
栄子さん。

○10番（坂田美栄子君） その点に
ついては、きちんと対応している
と感じております。

私の保育園でも療育病院の指導員
が来て、適切な指導をしていただ
いたりということがありますので、
そういう人たちもいろんな機会を
捉えて指導の在り方ですとか、
コミュニケーションなど、子供の
対応の仕方を学んでいただいで
いるようなの

で、今後もしっかりと取り組んで
いただいて、発達障がいの子供
たちがしっかり成長できる過程
をつくっていただければ、準備
していただければと思います。

美幌町はそういう取組をされて
おりますけれども、取組をきちん
とされていないところもある
と聞いておりますので、美幌で
育つ子供たち、発達障がいを持
っていても成長できる、そうい
う美幌町であってほしいという
思いを込めて、今回は質問を
させていただきました。

今後とも、しっかりとした活動
につなげていただきたいと思います。

次に、電磁波過敏症の対策につ
いてです。

GIGAスクール構想は、登校でき
ないときの代替措置として取ら
れるということも認識して
おりますし、不登校の子供
たちに学びの機会を提供でき
るという意味ではよい構想だ
と思うのですが、問題点も
多々あります。

一つ目には、脳に与える影響
です。

大人でもICT機械を使用すると、
前頭前野の機能が低下する
という研究報告があります。

授業だけでなく、自宅に持ち
帰って使用することも想定して
いますが、小学1年生から
ICT端末を使用させることで、
脳の発達への影響は懸念され
ないのでしょうか。

その点についてはいかが
お考えか、考え方があれば
お聞かせいただきたいと思います。

○議長（大原 昇君） 教育長。

○教育長（矢萩 浩君） 電磁波
の関係でございますが、御承知
のように、今年GIGAスクール
構想ということで、1人1台
のタブレット端末を整備して
おります。

また、その関係で、校内にも
Wi-Fi環境を整えるという
ことで、かなり強いケーブル
を引いているところでござ
います。

電磁波過敏症の関係であり
ますけれども

も、今現在、町内の小中学生はそういった症状はない状況でありますけれども、実際に国内では大人でもそういった方もいらっしゃるという話も聞いておりますので、症状が出たら適切に対応してまいりたいということと、あくまでも国の基準に沿った形でタブレット等の配置をしている状況でございます。

また、国の指針や基準等は、日々変わることもございますので、的確にその動向を把握しながら、防止対策等を講じていきたいと思っておりますので、よろしく申し上げます。

○議長（大原 昇君） 10番坂田美栄子さん。

○10番（坂田美栄子君） 日本の人口は世界のわずか1.7%にもかかわらず、電力使用量は世界第4位です。家庭でも職場でも多くの電化製品に囲まれて生活をしていますし、電気を使うと電磁波が発生します。

今後、GIGAスクール構想によって無線LANが整備され、子供たちは学校でも高周波・低周波、様々な電磁波に囲まれて過ごすこととなります。

電磁波のうち、X線や紫外線などの有害性は認知されておりますが、携帯電話や基地局、家庭電化製品などから発せられる電磁波の有害性は、いまだ判断の分かれるところです。

これらの電磁波によって、頭痛、集中困難、吐き気、痒み、蕁麻疹などの心身の不調を訴える人が増えてきております。これが電磁波過敏症と言われております。

国内人口における有病率は3ないし6%と言われておりますが、電磁波過敏症で登校が難しい児童生徒も存在しています。例えば、札幌市、下田市、堺市などで個別対応を取らなければならない状況になっている事例もあります。

美幌では、電磁波過敏症の児童生徒は確認されておりませんが、GIGAスクール

構想が実施される中で、心身の不調を訴える児童生徒が出るのが想定されますので、例えば、電磁波のないエリアや教室を用意するとか、教職員へ電磁波過敏症について周知するなど対策を講じておく必要があると思っております。

また、このGIGAスクール構想に基づいて1人1台端末環境が実現した後は、一人一人の個別対応はできますが、使わない無線LAN、アクセスポイントのスイッチをつけるなどして、使用時間以外は電源を必ず切るシステムづくりも必要かと思っておりますが、その辺についてはいかがですか。

○議長（大原 昇君） 教育長。

○教育長（矢萩 浩君） 議員おっしゃるように、実際にそういった事例が生じているところでは、例えばアクセスポイントのスイッチをつけるだとか、そういった対応をしているということも伺っております。

これから実際に運用していく中で、議員おっしゃるように、例えば電波の届かない部屋を用意するだとか、防護グッズを用意するだとか、その辺は柔軟に対応していきたいと思っております。

また、この電磁波過敏症の関係でございますが、いかんせん科学的根拠が明確ではないところが一つ大きな悩みであります。

そのような状況で、教職員・保護者への周知に対しては、表現に配慮しながら周知していきたいと思っておりますので、よろしく申し上げます。

○議長（大原 昇君） 10番坂田美栄子さん。

○10番（坂田美栄子君） 今後は、ICT関連機器を使った授業も増えてくる状況にあると考えるところです。

全ての教科で必要に応じて効果的にタブレット端末を使用することになると思っておりますが、長時間の使用をなるべく控えるような形で授業体制を組んでいくことも必要なことかと思っておりますので、その辺も十分気をつけた上で対応していただくように、子供

の健康を重視し対応していただきたいと思
います。

質問は終わらせていただきます。

○議長（大原 昇君） 教育長。

○教育長（矢萩 浩君） 子供の健康が何
よりと考えておりますので、しっかりと学
校と教育委員会、家庭と連携しながら取
組んでまいりますので、よろしくお願
いします。

○議長（大原 昇君） これで、10番坂
田美栄子さんの一般質問を終わります。

暫時休憩します。

再開は、14時15分といたします。

午後 2時07分 休憩

午後 2時15分 再開

○議長（大原 昇君） 休憩前に引き続
き、会議を開きます。

通告順により発言を許します。

12番上杉晃央さん。

○12番（上杉晃央君）〔登壇〕 それ
で、介護従事者の確保対策と第8期介護保
険事業計画、2項目について順次御質
問いたしたいと思います。

まず1点目は、介護現場の現状認識
についてでございます。

国の調査によると、2025年に約30
万人の介護人材が不足する見通しが示さ
れております。美幌町の介護現場でも慢
性的な人材不足が叫ばれており、高齢化
の進展により今後さらに要支援者及び
要介護者が漸増する状況にあります。

美幌町における介護現場の状況をど
のように認識しておられるかお尋ね
いたします。

この項目の2点目でございます。

介護従事者確保対策に就業助成及び住
宅準備助成等の拡充をということで、
美幌町では、医療従事者の確保対策
として、幅広い医療資格者を対象
として就業支援補助金及び住宅準備
補助金の支援を行い、平成27年度
から平成30年度の4年間に看護師

ほか8職種で11名の採用が実現して
おります。

介護職の離職率は高いと言われて
おりますが、平成30年度介護労働実
態調査によると、全産業で14.9%、
訪問介護員及び施設介護職の合計
で15.4%と、以前より離職率は
わずかな減少傾向にあります。

介護職の離職理由として、一つ、
職場の人間関係に問題がある。

二つ、結婚・出産・妊娠・育児。

三つ、施設の理念や運営に不満、
労働環境など。

四つ、将来の見込みがない。

五つ、仕事量に収入が見合っていない
の順となっております。

人材の不足感、大いに不足、不足、
やや不足、この三つを足すと全体
では65.3%、適当は34.4%
でした。

職種別で見ると、訪問介護員は
最も高く、81.2%、介護職員は
69.7%と、介護職員の不足感
は年々上昇しています。

11月に町内の介護事業所8か所
を訪問し、施設管理者等とのヒア
リングから多くの施設で全国と同
様に介護人材が不足していること
が明らかになりました。

こうした実情から、現在町が実施
している介護従事者資格取得支援
補助金に加えて、人材確保対策
として医療従事者に準じて就業
支援補助金及び住宅準備補助金
の支援を拡充すべきと考えますが、
いかがですか。

また、美幌町の高校生が、町奨
学金の貸付けを受け、町外の介護
専門学校等に進学し、資格取得
後、町内の事業所等に就職した
場合、奨学金の返済を免除する
方法も検討すべきと考えますが、
いかがですか。

第8期介護保険事業計画の重点
項目についてお尋ねいたします。

現在、第8期介護保険事業計画
の策定作業を進めていると思
いますが、第7期の検証、アン
ケート結果や介護事業関係者
等の意見交換などから、今期は
何を重点施策

として取り組むのかお尋ねします。

また、先ほどの介護人材不足問題にも関連いたしますが、美幌町でも通所サービスの利用回数制限などサービスを受けることができない高齢者が漸増しています。

こうしたことから、介護人材不足のための元気な高齢者の支援を得て、地域に居場所を増やす、送迎つきのサロン、サークル活動等のためにボランティアポイント制度を創設し、積極的活用を図るべきと考えますが、いかがでしょうか。

ボランティアポイント制度の制度設計状況についても併せてお伺いします。

要介護者の増加や介護度の重症化により、施設利用希望の待機者は増加の一途です。通所・訪問・泊まりの機能がある小規模多機能型居宅介護施設の整備により、要介護者及び家族の支援にも貢献できるものと考えますが、町の取組状況についてお尋ねいたします。

○議長（大原 昇君） 町長。

○町長（平野浩司君）〔登壇〕 上杉議員の御質問に答弁いたします。

初めに、介護従事者の確保対策について。

1点目の介護現場の現状認識についてですが、厚生労働省によると、介護人材は2025年度、令和7年度には、全国で245万人、北海道で11万6,000人が必要と推計されており、毎年人材を確保していく必要があります。

介護職員は、かねてより給与水準が相対的に低いこと、女性比率が著しく高い職場であり、結婚・出産段階での離職率が高く、本町においても同じような傾向にあると認識しております。

2点目の介護人材の確保に当たっては、人材の新規参入の促進と定着を図る取組が必要であり、参入促進、資質の向上、労働環境・処遇改善の三つの視点から事業者とも連携して、国・道・町が役割分担しつつ、それぞれが取り組むことが必要であり

ます。

具体的な方策として、国は介護報酬改定を通じた処遇改善の取組を推進、北海道は介護保険事業支援計画を活用しつつ、人材確保に向けた取組の推進、町は必要性が高まる生活支援についての担い手を増やすことや、資格取得支援策など、事業所の介護人材確保に向けた取組を行っております。

医療従事者に準じた就業支援補助金、住宅準備補助金の支援拡充及び美幌町の高校生に貸付け後、将来町内介護事業所に就職した者への奨学金返済免除につきまして、介護人材確保の一つの手法と考えますが、厳しい財政状況下において、他の業種とバランスを取りつつ、制度の実績を踏まえ評価をしながら、在り方などを見極めてまいりたいと考えておりますので、御理解をお願いいたします。

次に、第8期介護保険事業計画についてですが、現在、令和3年度から5年度までの計画期間である高齢者保健福祉計画・第8期介護保険事業計画を策定しているところでありますが、御質問の1点目、今期は何を重点施策として取り組むのかについては、地域包括ケアシステムのさらなる充実に向け、小規模多機能型居宅介護施設を整備するとともに、必要性が高まる生活支援について、担い手を増やすことや介護従事者の確保に取り組んでまいりたいと考えております。

2点目のボランティアポイント制度の制度設計状況についてであります。社会福祉協議会ではボランティアセンター運営委員会において協議を重ね、ボランティア活動における活動員の高齢化、活動の後継者探しなどの現状を改善するため、支え手を増やし、ポイントをためて楽しみながら活動の継続を図る「ささえ手くらぶ」事業を令和3年1月より試行することとなりました。

町は、対象事業に介護支援事業を含めていただくよう、社会福祉協議会と協議して

きており、試行では高齢者等を対象とした配食サービス、移送サービス及び生活支援事業が対象となったところであります。

令和3年度からの本格実施の際には対象事業の拡大も含め、今後ボランティアセンター運営委員会で協議され、御質問の高齢者が地域に居場所を増やすことのできるサロン等のボランティア活動についても検討する旨、伺っております。

町といたしましては、ボランティア人材の発掘と育成を推進するため、本事業を支援してまいりたいと考えております。

3点目の小規模多機能型居宅介護施設の整備につきましては、第8期介護保険事業計画において整備を盛り込み、事業者の選定については公募を予定しておりますので、御理解をお願いいたします。

以上、答弁いたしましたので、よろしくをお願いいたします。

○議長（大原 昇君） 12番上杉晃央さん。

○12番（上杉晃央君） それでは、順次再質問させていただきたいと思います。

最初に、介護従事者の確保対策についてでございますが、答弁にありましたように、2025年には北海道では11万6,000人必要としていると答弁がございました。

美幌町も同じく不足傾向にあるという町長との共通の認識でありましたが、実際に町として、介護事業所における人材不足の現状を具体的に何か把握することを行っていたのか、その辺の把握方法についてお尋ねしたいと思います。

○議長（大原 昇君） 福祉主幹。

○福祉主幹（影山俊幸君） ただいまの町としての介護職員の不足数という御質問でございますけれども、第8期介護保険事業計画を策定する上で、アンケートですとか、電話、メールにて聞き取りをしながら確認させていただいておりますけれども、町でヘルパー、デイサービス、施設の16

事業者に確認したところ、介護職員数は12月1日現在で38人不足しているということを確認しております。

ただ、ヘルパーですとか、デイサービスにつきましては、各事業所の従業員数に応じてサービスを縮小しているという現状もありまして、最大限のサービスを提供する場合の不足数ということで、この38人の不足というのは最大限の人数になろうかと思えます。

また、実際には求人募集をしていない事業所もありましたので、その旨もお伝えいたします。

よろしく願いいたします。

○議長（大原 昇君） 12番上杉晃央さん。

○12番（上杉晃央君） 今の主幹の説明ですと、私がこの質問を通告したその後、事業所に調査をして、不足数が38人だという把握をしたということで、私が質問をする前、第8期の計画を作成する段階でのアンケート調査などではそういった調査は具体的に出てまいりませんので、不足の実態を、私の質問の前に第8期の計画を立てるのに何らかの方法で調査をしていたのかどうか。

その辺をまずお尋ねしたいと思います。

○議長（大原 昇君） 福祉主幹。

○福祉主幹（影山俊幸君） 御質問をいただく前のアンケートの結果でございますけれども、介護事業所に問い合わせをさせていただいております、町内介護事業者の全27事業所から回答をいただいております。

その中の意見を何点か紹介させていただきますけれども、長くなって恐縮ですが、介護職員につきましては女性が77.5%で、年齢では50代以上が4割以上となっている状況であります。

事業所の運営に関して困難を感じることでしましては、人材の確保が難しいが36.4%と最も高く、次いで、人材の育成が難

しいが18.2%となっておりまして、人材不足への課題が大きいと認識しております。

人材の確保につきましては、おおむね確保できているが48.2%、余り確保できていないが25.9%となっております。

職員の定着につきましては、たまに離職者がいるがほぼ安定しているが最も高く63%、定着し安定しているが29.6%で、離職者が多く不安定であるがゼロパーセントという結果となっております。

人材が確保できない、職員が定着しない課題につきましては、精神的・体力的に厳しいが33.4%、次いで、給与水準が29.6%となっております。

今回、人材不足の項目につきましては、第8期に向けて初めてアンケートを実施したところでございますが、事業所により職場環境等の温度差があると推測されております。また、経営者と管理者と実際に従事されている方の温度差もあるかと思えます。

全体の印象としましては、人材の確保が難しいけれども、精神的・体力的に厳しい状況ですとか、給与水準の改善がなされないと介護人材の確保が難しい状況が続くという結果がこちらのアンケート結果から伺える状況であります。

よろしくお願いたします。

○議長（大原 昇君） 12番上杉晃央さん。

○12番（上杉晃央君） ある面はほっとしました。

今回の第8期の計画の中で、そういう項目を入れて調査したということですね。第7期まではアンケート調査の中にそういった項目がなかったものですから、行政側がどんな実情を把握しているのかということで確認させていただきました。

国は、地域医療介護総合確保基金を活用して、総合的な介護人材の確保推進の組織をつくってくださいということを市町村に

求めておりますが、これを受けて、今後どのような取組をされるのか、現状での考え方があればお聞かせください。

○議長（大原 昇君） 福祉主幹。

○福祉主幹（影山俊幸君） ただいまの御質問でございますけれども、議員がおっしゃるような組織を国で設立しまして、そちらを組織した上で、介護人材の不足に対する課題等、現状認識を一緒に併せながら、改善策ですとか対応策を話し合う場をつくるような通知は来ておりまして、認識しております。

町としましては、高齢者福祉、介護保険の推進委員会がございますので、本来はその中で、第8期を策定する上で委員会を開催させていただいて、御意見をいただきながらということと、私の個人的な思いではありますけれども、そういった推進委員会からということ想定もしながら事務を進めようと思っていたところなのですが、今回、新型コロナ感染拡大防止の関係で、書面会議になったこともございまして、書面では御意見をいただいているのですけれども、生の声をお聞きする機会がなかったということで、現段階では議員の御質問にお答えできる材料はない状況でございます。

○議長（大原 昇君） 12番上杉晃央さん。

○12番（上杉晃央君） 先ほどの答弁にもありました国・道・町の役割分担がありますから、現実的にはそれぞれの市町村の中で、具体的に人材確保のためにどんな役割を果たしていくのか、実態をどうつかんでくのか、これから求められると思えます。

ぜひ、今回の第8期の取組の中で、既存組織を活用するのもいいし、しっかり取り組むための別組織でもいいと思うのですが、この中で、参入促進の事例の中には、介護分野への元気高齢者等の参入促進セミナー事業とか、あるいは、介護人材確保の

ためのボランティアポイントの活用、地域の支え合い・助け合い活動継続のための事務手続等支援事業、これは国ではお助け隊という名称になっていて、こういうことを地域の力を借りてしっかり取り組むべきだということを市町村側にも求めている部分もありますので、今後、第8期を推進していく上で、後ほどの再質問の中にも入ってきますが、やはり人材を確保するためのボランティアポイント制度、こういったものの活用も有効かと思いますので、国の方針に従って、しっかり美幌町としての取組に期待したいと思います。

それで、国・道・町が役割分担をして取り組むということになっておりますが、町は必要性が高まる生活支援について、担い手を増やすことや、既に行っておりますが、資格取得の支援などに取り組んでいると答弁いただいております。

そこで、さきの松浦議員とかぶらないように質問したいと思います。この2年間で、介護職員の初任者研修と介護福祉士の実務者研修の資格取得の状況についてそれぞれ人数を教えてください。

○議長（大原 昇君） 民生部長。

○民生部長（那須清二君） ただいまの御質問でございますが、介護従事者の初任者研修の関係でございますが、平成31年度が3名、実務者研修が15名、30年度でございますが、初任者が5名、実務者が2名となっております。

よろしく願いいたします。

○議長（大原 昇君） 12番上杉晃央さん。

○12番（上杉晃央君） この制度を利用して、それぞれの事業者の中でキャリアアップのために制度が利用されているというのは、町の取組としては評価させていただきたいと思います。

第8期の計画の中で、生活支援の担い手を増やすため町としてと書いているのですが、これは具体的には何を、どんな取組を

するのかかわからないですけれども、第7期の計画書を読ませていただきましたが、この中で、生活援助サービスの項目では、NPOや民間団体での提供体制整備を掲げておりますが、第8期の中でいかにして町が担い手を増やすという計画づくりをしようとしているのか、具体的な考え方についてお示しいただきたいと思います。

○議長（大原 昇君） 福祉主幹。

○福祉主幹（影山俊幸君） ただいまの生活支援の担い手を増やす具体的な施策ということでございますけれども、議員おっしゃるように、第7期でも掲載してございまして、実施してございまして、介護福祉専門学校で美幌町内での介護福祉士実務者研修などの研修を開催するに当たっての支援ですとか、こちらは人的な支援をさせていただいているものと、来年、令和3年になりますけれども、絆びほろのさくらんぼ部会でも、一般町民に向けて生活支援についての講座を開催したいとお伺いしてございまして、そういったことにつきましても、主体は絆びほろになりますけれども、人的な支援ということでお手伝いをしてまいりたいと考えております。

よろしく願いいたします。

○議長（大原 昇君） 12番上杉晃央さん。

○12番（上杉晃央君） 第7期の中で、NPOや民間団体ということで支援をもらうということですから、私は第7期の検証をどのように行っているのかはわかりませんが、率直な印象としては十分ではなかったのではないかとこの私自身の評価です。

ですから、第8期の中でしっかり担い手を増やす、先ほど言った、元気な高齢者の力を借りるとか、今おっしゃったような、町民に生活支援のいろんな講座を設けるとか、要は、ふだん何もしていない地域の中にいらっしゃる方、元気な方の力をいかに引き出して、マンパワーとして活用してい

くかということも大事かと思しますので、ぜひ、第8期の中でそういったことを重点的に取り組んでいただきたいと思います。

町長にお尋ねしますけれども、介護従事者にも就業支援あるいは住宅準備補助金の支援拡充を求めましたが、答弁では厳しい財政状況と他の業種とのバランスから在り方を見極めてまいりたいと、残念ですが、前向きな答弁をいただけなかったのですけれども、近隣では大空町、津別町が、補助金の額は美幌町と違いますが、医療従事者及び介護従事者に就業及び住宅準備の補助金を実質補助しております。

また、道内を調べてみると、十勝管内の本別町では、就業支援金と住宅準備金以外に就職準備金というのを出したり、あるいは介護福祉士の就学貸付を町が行って、貸付期間の2倍の期間、町内の職場に在職した場合に返済を免除する、こんな制度も独自に設けているようです。

自治体により財政事情や考え方が違いますけれども、それぞれこういった取組をしながら、今足りないと言われている介護人材を増やしていく。

あわせて、私もいろいろ調査した中で、先ほど主幹も答えておりましたが、介護職が少ないことによって、今どういうことが起きているかということ、新型コロナの影響もあるのですけれども、デイサービスの利用回数を制限するとか、あるいは、在宅で各種のヘルパーサービスを受けたいという申込みをしても、私も経験があるのですが、ケアマネジャーに相談して、いろんな事業所を当たるのですけれども、申し訳ないけれど、うちの事業所では人手が足りなくてお応えできませんということが、ここ1年大変多くなっているという状況で、言葉はよくないですけれども、要は介護難民というか、在宅でいろんなサービスを受けられない。

具体的には、デイサービス3回が2回になって、1回行けないことによって、その

分ヘルパーに依頼しようとするとお断りされるとか、そういうことが出てきておりますので、今後ますます要介護者が高齢化に伴って増えてまいりますから、この人材問題というのは喫緊の課題だと私は強く思っております。

町長に再度お答えいただきたいのですが、医療従事者に準じた、医療職と介護職の評価はいろいろあるので、大空、津別は両方とも同じ基準でやっていますけれども、例えば、介護職は準じるというのは同額ということも含めて、そういった面で介護従事者にも一定の支援をしていくことで、人材確保に資するのではないかと思います。そういった面について、もう一度そういう必要性について、町長、強い決意をお持ちなのかどうかお尋ねしたいと思います。

○議長（大原 昇君） 町長。

○町長（平野浩司君） 介護従事者に対する思いとしては、現在においては非常に足りないという認識はしているつもりであります。

今回、答弁させていただいた中で、素直に聞いていただくと非常に消極的だと感じる表現であったということであれば、お詫びをしたいと思います。

私は自分が教育長をやって、教育には非常に思いはあるのですが、福祉については経験したことがなく、いろんなことを勉強させていただいております。

今回、松浦議員と上杉議員から介護従事者に対しての御質問があった中においては、今、担当には従来やっている資格取得支援補助に何かプラスできないかということで指示を出しているところであります。

私が町長になったとき疑問に思って、公約の中にも入っているのですけれども、当時、上杉議員が言っている医療従事者と介護従事者は同じくならないですけれども、医療従事者については、就業支援とか住宅支援をやっているのに、なぜ介護はやれな

いのかということはかなり言われました。私とお話した方も、そういうことに広がっていくという話を実はしております。

そういった中でいけば、私自身もこういうことがどうかということにおいては、その内容と財政的負担もしっかり考えなければならぬということもあって、私としては何らかの形で広げる必要があると思っています。

先ほど松浦議員のお話でもしたのでですけど、人材を考えたときに、たまたま介護ということで御質問をいただいて、それだけではなく、たくさんあるとこの頃考えております。

ですから、美幌町として、不足する人材確保をどうするかということをするべきだと。言うなら対象者です。まずそれをし、私の中では今言ったように医療従事者とか介護事業者、それから保育士とか、そういう整理がされていて、それをどういうふうにできるか。言うならば、支援できるかということを考えればいいのかということ、これも御紹介いただいたような一覧表ができていますので、その中で支援制度の拾い出しと、できるか、できないかという考え方で、今整理しているのは、資格取得支援補助金、就学支援補助金、住宅準備補助金、それから、奨学金貸付等返済免除、教育における職業体験、これは義務教育においてです。それと、定住移住の方策としての不足人材の確保ということが大きな器でできるのではないかと、検討課題として順位をつける必要があると思っています。

そういった中でいけば、介護という御質問でございますから、介護人材の確保ということであれば、特に今できるものを考えた中で、こういうことを検討してほしいということをして、何とか新年度には、今やっている支援以外に皆様に御提案できるようなものがまとめ上げられれば良いという気持ちで、原課には指示を出している状況

でございます。

答弁が長くなって申し訳ございませんけれども、気持ちとしては、人材をしっかり確保する方法をトータル的に考える必要があるという気持ちは持っております。

○議長（大原 昇君） 12番上杉晃央さん。

○12番（上杉晃央君） 町長から力強い具体的な内容でありました。

私は今回、福祉・介護人材の確保という観点から質問をしておりますので、そこに絞っています。

町長が今出された検討する、拡充すべき内容についてのお話がありましたが、第8期が始まるということで、恐らく、年明けに議会への計画の説明とかがあると思うのですが、町長が述べた自分なりに考えている拡充策について、いつ頃までに指示をして、町としての意思決定をされるのか、例えば、令和3年度中にはそういったことについて結論を出すのか、4年度なのか、その辺について、今お答えできるものがあれば御答弁いただきたいと思っております。

○議長（大原 昇君） 町長。

○町長（平野浩司君） 検討すべき項目について列記でお話ししました。

その中で、新年度に向けて、介護の人材確保に対して、今は一つやっているわけですから、もう一つできるような形で指示は出しております。

そこで問題なのは、先ほど言った内容と財政的負担のバランスをどうするかによって、制度、そして、今、新年度予算の提出を担当に求めていますので、その中で反映できるのであれば反映していきたいと思っています。

当然、財政サイドとしっかり聞き取りをして、今お話ししたことについて、今後どういうふうな1個ずつ方向性を出すか、ある程度自分なりにまとめているので、それを詰めていきたいと思っております。

○議長（大原 昇君） 12番上杉晃央さん

ん。

○12番（上杉晃央君） 具体的に新年度予算に反映できるものがあれば、財政状況を見てということですので、私も今回、回ってみて介護職員の働き方は2通りありまして、夫の扶養でパートのまま働くのがいいという人と、そうではなく常勤になって、きちんと収入を確保して働きたいという二つに分類されるようです。

今、私が申し上げているのは、常勤の介護職に対する支援という意味合いですので、パート職に対しても、もちろんお金がある程度あって、いろんな支援ができるのは望ましいですけれども、やはり常勤者をしっかり確保していくことが安定的な介護サービスということになります。

ただもう一方では、先ほど言ったヘルパーとかは、どちらかというパート職で、そちらも人が足りなくて、先ほど言ったように申し込んでもなかなか来ていただけないという実態もありますので、まずは常勤者をしっかり確保するという意味で、町長の判断で施策を拡充するという考え方が示されましたので、できるだけ早い時期に人材確保策の拡充が実現できることを期待していきたいと思います。

次に、介護保険事業計画に移ります。

今期の重点項目は、さきに松浦議員の質問でもありましたが小規模多機能型居宅介護施設の整備、それを答弁いただきました。

実は、私の義母が津別の小規模多機能型施設を独り暮らしから施設に移って利用しておりまして、以前から委員会の中で、民生部に対して小規模多機能型が必要ではないかと主張していたわけですが、町長の強い思いもあって、こういった取組が第6期総合計画の第5次計画の中をよくよく見ると実は入っていました。

この中では、先ほど答弁がありました。民間事業者による施設誘致に必要な予算として、令和3年度に993万1,000

円の予算ということで計上されております。

この予算内容を初め、先ほど公募型というのは聞きましたが、事業者選定のスケジュールだとか、実際に選定が終わって、施設整備は令和何年度ぐらいを町では期待しているのか、そのことによって、第8期介護保険事業計画の給付費にも影響してまいりますから、それは介護保険料にも当然はね返ってくるということですので、その辺の年度のめどがわかれば教えていただきたいと思います。

○議長（大原 昇君） 福祉主幹。

○福祉主幹（影山俊幸君） スケジュールとしましては、先ほど御答弁を申し上げましたが、令和3年度に公募をさせていただきました。建物自体の建設につきましては令和4年度、サービスの開始はもしかすると令和4年度の冬といいますか、令和5年1月から3月に開始される可能性もありますけれども、基本的に令和5年度からサービスが開始されるという予定で、今、予算編成も含めて事業者とも情報交換しながら進めているところでございます。

よろしく願いいたします。

（「993万1,000円の中身は何でしょうか」と発言する者あり）

○議長（大原 昇君） 福祉主幹。

○福祉主幹（影山俊幸君） 先ほどの第7期介護保険事業計画での993万幾らという金額かと思いますが、そちらは確認させていただいて、後ほど答弁させていただきます。

○議長（大原 昇君） 12番上杉晃央さん。

○12番（上杉晃央君） これは、総合計画の第5次計画の中に既に載っているのです。

今の時点で手持ち資料がなければ後でもいいですが、当然、予算計上しているということは、この事業内容は確定していると思うのですけれども、今お答えでき

なければ後でも結構です。

○議長（大原 昇君） 民生部長。

○民生部長（那須清二君） 大変失礼いたしました。

実施計画の中身でございますが、公募により、国から補助金をもらいまして、町を通して補助金を支出しますので、その金額を出していたわけですが、その時点では実施時期がいつになるかわからないという流動的な部分がありましたので、早くなった場合も想定して、来年度に補助金の額を計上しているわけですが、実際に進めていく中では、先ほど主幹から答弁しましたとおり、令和3年度公募をして、4年度建設と言う流れで今のところは変わってきてございますので、よろしくお願いいたします。

○議長（大原 昇君） 12番上杉晃央さん。

○12番（上杉晃央君） 確認します。

そうすると、先ほどの令和3年度が事業者の公募、4年度から建設して、早ければ年明けとか、遅くとも令和5年度には供用開始の予定で進んでいく。

このスケジュールに沿って、介護保険の費用についても積算しながら、保険料の推計がされるという理解でよろしいですか。

○議長（大原 昇君） 民生部長。

○民生部長（那須清二君） はい。そのとおりでございます。

よろしくお願いいたします。

○議長（大原 昇君） 12番上杉晃央さん。

○12番（上杉晃央君） それでは最後の質問になりますが、最後の質問の前に、もう一つ第8期の中で、令和3年度から5年度の要介護認定者の見込みが最終的にどの程度要介護認定者が変わっていくのか、直近の認定者数と比較して計画の中でどういう増減があるのか、わかれば教えてください。

○議長（大原 昇君） 福祉主幹。

○福祉主幹（影山俊幸君） ただいまの認定者数の直近と比較しての推計ということでございますけれども、令和2年度は、これは国で示している人数であります、第1号と第2号被保険者を合わせまして、認定者数全体で1,293人、それから令和5年度でありますけれども、認定者数全体で1,383人で、令和2年と令和5年を比較しますと90人の増加という推計がされております。

よろしく申し上げます。

○議長（大原 昇君） 12番上杉晃央さん。

○12番（上杉晃央君） 一方で人口全体は減少していきませんが、残念ながら高齢化の進展に伴って、要介護者の数は90人ぐらい3年間で増えていく推計だということです。

ボランティアポイント制度等について、社協のささえ手くらぶ事業を1月から試行しながら、来年4月以降は本格実施していくということで、私も以前から言っておりますが、ボランティアの高齢化が進んで、5年先には今のままですと大幅にボランティア人材が減少するということが予想されています。そういった意味から、以前ボランティア制度の実現ということを政策提案させていただきました。

介護保険事業などを含めて、社協と合意して、このささえ手くらぶの取組をしていくということで、私も大いに期待しているところです。

1月以降は試行ということで、当面は、現在取り組んでいる活動のプログラムでスタートいたしますが、質問しているように、いわゆる介護難民を出さないために必要な生活支援ということで、今後の進み具合を私も関心を持っておりますので、しっかり見ていきたいと思っております。

この間、私も公営住宅に住んでいる高齢者のごみ出しについてナルクで相談を受けました。

結果的にできなくて、対応は有償ボランティアで対応していただくということで、必ずしも介護を必要とする方だけではなく、どなたかの質問にもありましたけれども、高齢者の公営住宅のごみ出しとか、これからますます元気な方の支援を求める高齢者が増えてきますので、そういった面で、このささえ手くらぶをさらに充実させていくためにボランティア人材を確保するという意味で、この質問の中にも出しましたが、高齢者が通える居場所ということで、サロンと一般的に言われますけれども、私の自治会でもせせらぎハウスというサロンをやっておりました。それを支えるスタッフの皆さんの高齢化で、私は送迎のボランティアしかしていなかったのですけれども、結果として閉めることになったのです。

うちの自治会ではやり切れなくて、閉めざるを得なかったのですけれども、これからを考えたときに、高齢者がそこに行くための支援として送迎サービスとか、そういった支援をしていかないと参加できない。

どうぞ来てくださいと、たくさん箇所があっても、町内会全部にあればまた別でしょうけれども、なかなか各地区満遍なくできませんので、そういった面で行政としても困り事というか、ニーズに対してきめ細やかな支援策を社協と連携しながら、そのためには口も出すけれども、お金も出すとか、行政側としては職員がそこにどっぷり浸かってはできませんので、ボランティア人材の確保を円滑にするために、社協に対する人的あるいは参加した町民に対するいろんな形での財政支援をしていくことも必要かと思いますが、その辺の考え方について、最後に町長にお尋ねしたいと思います。

○議長（大原 昇君） 町長。

○町長（平野浩司君） これから、介護だけではなくて、高齢の方々をどう支えていくかと考えれば、上杉議員が言われた元気

な高齢者ということで、私もどういう形が可能なかを自分なりに考えている状況であります。

国では自助と共助と公助と言っていますが、本来、自治会が抜けている。近所とのつながりの互助が抜けている中、確かに元気な高齢者がいて、皆さん高齢でも仕事をされている実態と、元気なところがどの辺にいるかということにおいて、何日か前に研究論文を見たのです。地域の中において、コミュニティーをどうしていくか、高齢者と福祉の役割という考察を見ながら、これは私どもの組織内で、担当には町長としてどういうふうに考えてほしいかということを示していかなければ難しいというのが正直な気持ちです。

1番いいのは、担当からこういう流れですというふうに考えていただければいいですけど、皆さんそれぞれの仕事の中で、大きな器で国が言われている部分は、地域を巻き込んでと第8期にすごく書かれていて、国があって、地域、市町村がどういう役割をするかということでは、コミュニティーということを持ち出しています。

でも、上杉議員も私も自治会の役員をやって、現実はずごく厳しくなっていて、本来やってきたものがやれなくなっていることは事実です。

その中で足をどうするかということで、今、公共交通をやって、分散ができないのであれば、せめて1か所に皆さんに来てもらうにはどうしようとか、その人材をどうするか、ある意味ではどこかで割り切って、先ほどの口も出すけれどもお金も出すという言葉としては、私は気になる言葉ではあるのですけれども、そうでもしないと皆さんを守っていけないというものすごく感じるところがあり、長くなって申し訳ございませんけれども、これから地域の高齢の人たちの生活を守るシステムを皆さんにきちんと提案できる状況をつくって、皆さんと論議をした中で構築しないと、このままで

は美幌はどうなっているのだという町にだけはしたくないという思いでありますので、うまく伝えられませんが、よろしくお願ひしたいと思います。

○議長（大原 昇君） 12番上杉晃央さん。

○12番（上杉晃央君） 結論から言うと、私も母親がおられますけれども、元気な高齢者はたくさんいらっしゃるのです。そういう人でボランティアをやってくれている方もいます。

ただ、されていない方、してないからわからないという方もいらっしゃるのです。そういう意味では、今回のささえ手くらぶ、これは社協でつくったチラシですけども、こういったところにまず参加して、いろんなポイントをためながら、楽しみながらということ、ただ、これだけで十分確保できるか、そこで先ほど言ったように、ボランティアポイントの部分で町が支援するところ、町が直接はできないですから、社協が受け皿になってやることは大いに賛成ですけども、町からもお願ひもする、そして支援もするという、そういう行政と社協との連携の中で、少しでも元気な高齢者を支えていくという意味で、まさにこのささえ手くらぶということで、ボランティアの裾野が広がるために、町としてしっかり応援していただく。

平野町長の強い思いや小規模多機能型含めて一定の方向性が見えた有意義な議論ができたと思いますので、以上で終わりたいと思います。

○議長（大原 昇君） これで、12番上杉晃央さんの一般質問を終わります。

暫時休憩します。

再開は、15時20分といたします。

午後 3時11分 休憩

午後 3時20分 再開

○議長（大原 昇君） 休憩前に引き続

き、会議を開きます。

通告順により発言を許します。

11番岡本美代子さん。

○11番（岡本美代子君）〔登壇〕 私は、さきに通告いたしました3点、3項目について質問いたします。

まず1点目、民生行政についてです。

コロナ禍の生活支援について質問いたします。

いまだに終息の兆しが見えない新型コロナウイルスですが、この影響により収入減となった世帯に対し、各市町村の社会福祉協議会が緊急小口資金と総合支援資金の貸付けを行っております。

2008年のリーマンショック後の3年間では、全国の貸付件数は20万5,000件、貸付額は682億円だったのに対し、新型コロナ禍の今回は、3月25日からの4か月間において、件数は約4倍で、貸付額は2,130億円となり、厚生労働省は新型コロナ対策として特例貸付けを3月25日から開始し、一時的な減収に対する緊急小口資金は上限を10万円から20万円に増額、日常生活の維持が困難な世帯向けの総合支援資金は月額20万円、単身者は15万円を3か月とし、さらに3か月延長しての貸付けも可能で、最大120万円となり、無利子で保証人も不要、貸付条件の大幅な緩和と対象者を低所得世帯から新型コロナの影響で収入が減った世帯全般に拡大し、必要書類も簡素化して、減収や失業の証明がなくても本人の申請で審査されることでしたが、特例の期限は9月末とのことでした。その後はどうなっているのでしょうか。

6月定例会の一般質問の回答では、緊急小口資金は25件の申請で24件の貸付け、総合支援資金は13件の申請で12件の貸付けが決定されたとのことでしたが、その後の申請件数、貸付件数などの状況をお聞かせください。

2点目は、公園の維持管理についてで

す。

せせらぎ公園のトイレの新設について。

せせらぎ公園は面積が広く、環境にも恵まれ、散歩コースとして町内で人気の利用者が多い公園であり、町民の健康づくりや憩いの場として、大きな役割を果たしていると考えます。

この公園を利用する方から、美富側にトイレ新設の要望が聞かれます。

今後、利用しやすいトイレを新設する考えはあるかお聞かせください。

3点目は、衛生行政についてです。

合同納骨塚の墓誌について。

町民の御寄贈により、平成29年から町が合同納骨塚を設置しました。平成29年から令和元年までに105体の焼骨が納められ、町民からは、自分が高齢になり不安を感じていたが、納骨を済ませたことで心の底から安心したとの声が寄せられています。

北見市では、市内の北見ヶ丘霊園の納骨塚に故人の氏名を表示する墓誌が設置され、2,000体が収容可能な納骨塚に、現在は1,200体が納められ、墓誌は387枚利用されています。

これまで墓誌はなく、市民の要望により設置されたと伺っております。最大500枚の掲示が可能で、希望者が多く、今後は増設が検討されているとのことでした。

墓誌は、縦17センチメートル、横4.4センチメートルのマグネット式で、氏名や没年月日を記載でき、使用料は1件5,000円とのことですが、町の合同納骨塚に故人の墓誌を設置する考えはあるかお示ください。

以上3点、よろしくお願いたします。

○議長（大原 昇君） 町長。

○町長（平野浩司君）〔登壇〕 岡本議員の御質問に答弁いたします。

民生行政について。

1点目のコロナ禍の生活支援についてですが、北海道社会福祉協議会では、新型コ

ロナウイルス感染症の影響による休業や失業等により生活資金でお悩みの方々へ特例貸付けを実施しております。

主に休業された方など、一時的な資金が必要な方は緊急小口資金を、主に失業された方など、生活の立て直しが必要な方は総合支援資金の融資を受けることが可能であります。

申込窓口は、現在、市区町村社会福祉協議会のみとなっており、労働金庫及び取扱い郵便局での受付は9月30日をもって終了しております。

御質問の特例の期限についてであります。9月15日付厚生労働省の発表では、緊急小口資金等の特例貸付けの受付期間を本年12月末まで延長したところであります。

次に、6月定例会答弁後の12月1日現在の申請件数及び貸付件数についてありますが、緊急小口資金の申請は21件増の計46件、貸付決定が21件増の計45件であり、総合支援資金の申請は17件増の計30件、貸付決定が13件増の計25件となっておりますので、よろしくお願いたします。

次に、公園の維持管理について。

御質問のせせらぎ公園トイレの新設についてですが、既設のトイレは3か所設置されており、右岸青山南噴水施設付近に1か所、左岸せせらぎ橋複合遊具付近に1か所、右岸せせらぎ公園最上流部付近に1か所設置されております。

今回、御要望をいただきました設置位置につきましては、左岸せせらぎ公園最上流部への新設と理解いたしますが、魚無川を横断する連絡橋を渡るとすぐ近くの右岸最上流部に簡易水洗トイレが設置されており、維持管理につきましても、5月から10月が使用期間で、2週間に1度、直営班による点検・清掃を行い、清潔な環境を維持する中で御利用をいただいている状況であります。

このことから、せせらぎ公園散歩コースを御利用いただく住民の状況を考慮した中で、現在のトイレ配置状況を含めて、新たなトイレが必要か検討してまいりたいと考えておりますので、御理解をいただきますよう、よろしく願いいたします。

次に、衛生行政について。

合同納骨塚の墓誌についてですが、本町の合同納骨塚は、お骨の取扱いに困っている方のためにという趣旨で、町民の方が合同納骨塚を建設して町に寄贈されたものであり、平成29年10月より供用を開始しております。

収蔵予定数800体に対して、平成29年度は14体、平成30年度は48体、平成31年度は43体、合計で105体を収蔵しております。

本町でも、少子高齢化や核家族化の進行により、お墓の継承や維持管理をすることが困難となり、墓じまいをする方も多く、合同納骨塚へ焼骨を収蔵する希望者が増加傾向にあります。

御質問の町の合同納骨塚に故人の墓誌を設置する考えはあるかについてですが、現在のところ、町民から個人の墓誌を設置する要望は寄せられておりませんが、お墓の継承者がいない、子供に迷惑をかけたくない、身寄りがいないなど、お墓の問題を抱えている方がいることも承知しております。

町で納骨塚を運営するとき、墓誌を設置し、名前を残すということを考えていた方はほとんどいなかったと認識しておりますが、墓誌を必要とする方が出てきましたら、検討してまいりたいと思っておりますので、よろしく願いいたします。

以上、答弁いたしましたので、よろしく願いいたします。

○議長（大原 昇君） 11番岡本美代子さん。

○11番（岡本美代子君） それでは緊急小口資金の貸付状況から再度質問していき

たいと思います。

答弁では46件の申請、45件の貸付け、総合支援金は30件の申請で、25件の貸付けがあったということです。6月議会でもこの質問をしております、北見市の人口割合から見ると、美幌は非常に貸付けが少ないのではないかと考えていましたけれど、社会福祉協議会にお聞きしますと、このぐらいの規模の町では多いほうだと認識されているようです。

新型コロナ対策として、町では多くの対策に取り組んでまいりました。迅速な対応であったと考えていますけれども、あしたの生活にも困る方は、町内では社会福祉協議会の緊急小口資金や総合支援資金がすごく重要な役割を担っているのではないかと考えています。

前回もお聞きしましたけれど、生保につなげる方が全国的には増えているということですが、美幌の場合はどうでしょうか。

その辺の状況をまずお聞かせください。

○議長（大原 昇君） 福祉主幹。

○福祉主幹（影山俊幸君） ただいまの生活保護の相談ですとか、申請状況の御質問でございますけれども、平成31年1月から11月末までのものと、本年1月から11月末までの数字の比較をさせていただきますと、11月末で平成31年は41件の相談がございまして、申請が17件ございました。令和2年につきましては、11月末で相談が31件と申請が14件ということで、それぞれ減少している状況でございます。

よろしく願いします。

○議長（大原 昇君） 11番岡本美代子さん。

○11番（岡本美代子君） 昨日のニュースだと思うのですが、今年10月の自殺者は全国で2,158人、昨年の40%増であるということでした。

そして、コロナ禍も長引いていますの

で、生活困窮者、自殺者も増えている。女性と男性を比べると、ふだんは男性のほうが圧倒的に多いのですけれど、今年は女性の自殺者が増えてきている。これは今までにない現象であるという報道を見たことがあります。

感染予防をしながら、経済を回さなければならぬということは非常に難しいことは承知していますけれども、生活困窮者にとっては、G o T o トラベルもG o T o イートも私たちには遠い話だとお話をされている方もいました。

この特例期間は12月末までとの答弁でしたが、最終的には3月末まで見込まれているとお聞きしました。特例ですので、いつもより簡単な手続、そして、早い方は4日後とか、大変早い対応となっていると美幌の現状をお聞きしました。

しかし、この年末年始、経済的に困窮している人を1人も見逃さない町にしなければならぬと考えています。この中でも、町民を守るのだという町長の強い決心をお聞きしたいと思いますので、お聞かせください。

○議長（大原 昇君） 町長。

○町長（平野浩司君） 現在のコロナ禍において、町民の方々をしっかりと守っていきたいという決意という意味では、確かに生活困窮されている方に何とか対応しなければいけないという思いはあるのですけれども、その全てという意味をもう少しきちんとかみ砕かないと、なぜそこに至ったかということもきちんと見定めた中で、そこに代わるものはないかとか、そういう意味できちんと守っていきたいという意味も含めておりますので、とりあえず、命を大事にしなければいけないということは当然でありますけれども、何といたらいですかね、基本的に皆さんを守ることによって変わりはしないのですけれども、明日生活していく資金もないという方々の状況をしっかりと分析しなければいけないと思っています。

うまく言えないですけれども、町民の皆さんをしっかりと守っていくことに対して、気持ちが変わるものではありません。

○議長（大原 昇君） 11番岡本美代子さん。

○11番（岡本美代子君） コロナ対策として広報などに出ていますけれども、私は、最終的にはこういう制度があるということの周知が大切ではないかと思えます。

町内でも人知れず亡くなる方がいます。声を上げてくれる方に対しては手を差し述べやすいですけれど、声を上げてくれない方に届く方法をもっと考えていただきたいと思えますし、この年末を迎えて、民生委員などに再度足を運んでいただいたりして、見つけることがすごく大切ではないかと思えます。

これからの経済対策をいろいろとお示しいただきましたけれども、本当に困った人々たちを助けることも、この年末に向けて非常に大切だと思いますので、ぜひ取り組んでいただきたいと考えています。

あと、町内での助け合いの方法というのも社会福祉協議会で取り組んでいますけれども、例えば、ふるさと納税などで遠いところに納税しますけれども、コロナも長引けば、近くの人を近くの人が支えるという寄附の仕組みとか、そういうことも今後考えられないかと自分では考えていますけれども、その辺はいかがでしょうか。

○議長（大原 昇君） 町長。

○町長（平野浩司君） 生活に困っている方に対して、周りの皆さんと協力する、助けるという意味において、公金というか、一旦町に入れていただいたお金を個々の方に還元というのは、方策としては難しいと思っております。

そういった意味では、歳末の助け合いとか、善意ある方々が、皆さんがそれぞれの方の許される範囲で寄附をいただいて、それを社会福祉協議会等が分配するとか、そういうシステムは今もある話なので、やは

りそういうところをしっかりとやっていただくように再度お願いするなり、また、個人としても協力できるものはしていきたいとは思っております。

○議長（大原 昇君） 11番岡本美代子さん。

○11番（岡本美代子君） 一時的に困窮されて、こういう制度を使った方が非常に助かったとお礼に来たという話もお聞きしました。

困ったときにどういう手だてがあるかということが1番大切ではないかと私は感じていますので、年末に向けて、みんなが明るい新年を迎えられるように、コロナ禍でもぜひ取り組んでいただきたいと思います。

次に、せせらぎ公園のほうに入っております。

コロナの社会でも、年金生活者などは先ほどの経済とつながってしまいますけれど、幸せだと。こういう地域に住んで、散歩ができるし、テレビも見られるし、年金だから急に下がることもないということで、大勢の方は美幌に住んでいることのよさを再度確認したのではないかと思います。私もそうですけれど。

そんな中でも、せせらぎ公園の散歩コースは、本当に多くの方が緑豊かな中、コロナの心配もなく森林の中を散歩して町民の健康をつくっている。

これは、金額にしたらわかりませんが、心のゆとりとか、健康づくり、そして、地域の人とのつながり、挨拶をしたり、これは美幌を発信する上では大きな魅力で、もっと積極的に発信してもよい財産ではないかと思っています。

美幌に長いこと住んでいるけれど、実際に散歩をしてみて、生涯美幌に住もうと決心がついたという話も聞きました。気に入る方はそのぐらい気に入っている。

だから、私はそういうところをもっと大切にしていきたいという考えもありまし

て、こういう質問をしているわけですがけれども、最上流にあるトイレは、場所的にはあの辺にトイレが欲しいと思う場所です。手前に広場があって、天気がよくて暖かい時期でしたら、あの辺で集ったり、お話ししたりする。その付近にトイレが川の向こうにありますので、多くの方が散歩に訪れるところで、そこにトイレが必要だと感じています。

今あるトイレは使用しづらいという声も聞きますので、もっと充実したもの、トイレの問題は非常に大きいので、私はせめてパークゴルフ場に置いているようなトイレがあれば、男女別、もちろん和式ではない、衛生面も考えてそういうものがあるかと考えていますけれども、もしよければ答弁をお聞きしたいと思います。

○議長（大原 昇君） 町長。

○町長（平野浩司君） せせらぎ公園のトイレについては、町側については水洗化されていて、きちんと整備をされている。上流部になると、河川敷地ということもあって、皆さんが望むようなものを置けないというのは事実ではあります。

新たなトイレという話ですけれども、どれだけ使われるかという頻度と、何を優先すべきかという中においては、新たにパークゴルフ場に置いてあるようなトイレを置くのはなかなか難しいとは思っています。

ただ、今回答弁の中で言わせていただいたのは、数は足りているけれども、高齢になると和式はつらいという意見はかなりあります。

ですから、今担当で検討してもらっているのは、洋式化して、皆さんが利用せざるを得ないというときに、運動される方に負担のない、利用しやすいということで何か手法がないかという話をしているのが現状であります。

ですから、新たに1個増やすとか、お聞

きしている部分については、川を渡ればあるのでそんなに数は不便していない。問題はそこを使おうとする方々が今のようなトイレでは、特に女性が使いづらいということはよく言われていますので、そういうことをしっかり検討していきたいと思っています。

○議長（大原 昇君） 11番岡本美代子さん。

○11番（岡本美代子君） パークゴルフ場のようなものがつければ1番いいですけども、あのトイレが非常に高いということもわかっておりますので、無理は言いませんけれども、町長が言う洋式化、これは最低限のことだと思っています。

今のままでは皆さんほとんど使われないということで、ぜひ、使うトイレにしたいと思っています。

また、場所ですけれど、私も行って見たのですが、あの辺にあるのが1番で、広場がありますから広場で集う人には、今あるところがベストだろうと考えています。

トイレを設置するとき、トイレは遠くても嫌だけれど、あまり近くにあっても嫌だということもありますので、あの辺で集う方のすぐそばにトイレがあると、使用される方の臭いとかもあって、あの辺は今の季節は歩く方が少なくなっていますけれど、非常に多くの方が利用していますので、利用している人たちに喜ばれるようなトイレを考えていただきたいと思います。

私も今回初めて奥まで行って見たのですが、今の季節でも非常に多くの方が歩いています。そして、町の中の散歩と違って車が通らないということで非常に歩きやすい。そこが皆さんに愛されているのはわかっていましたけれども、公園ができてから年数がたっていますので、立派な案内版とかも汚れていたり、はげていたり、きちんと道案内があって、つくったときには非常に立派で歩く人のことも考えて、ここから何メートルとか書いてあるのは非常に

いいことだと思いますけれども、やはり経年劣化しています。公園は年次的に整備していますけれども、今のことも含めて、せせらぎ公園の整備の計画はあるのかどうかお聞かせください。

○議長（大原 昇君） 建設水道部長。

○建設水道部長（川原武志君） 御質問にお答えいたします。

せせらぎ公園につきましては、整備が済んでおりますけれども、議員おっしゃるとおり、経年劣化している状況であります。

随時、補修だとか、色の塗り替えだとか、既存の施設が破損している場合については修繕だとか、随時予算を要望しまして実施している状況でございます。

また、現在の標識についても、町の維持管理の中で認識しています。ここは、1.5キロメートルの往復で約3キロメートルある中のところどころに休憩するベンチもありますし、1番奥の転回場につきましては、そこでくつろぎながら、そういう部分については修繕だとか、あとは橋の修繕だとかも毎年実施している状況でございます。

以上でございます。よろしく願いいたします。

○議長（大原 昇君） 11番岡本美代子さん。

○11番（岡本美代子君） 橋とか、上にかかる階段とかも新しく塗られたり、そういう様子は非常にわかりました。あとは、倒木で危険だということもあるなど私は思いました。

あれは、平成14年にみんなの森づくり事業で財団法人都市緑化基金とか、花王などの助成でつくられているという看板がありましたけれども、先ほども言いましたけれど、あれは本当に大きな財産で、例えば、美幌に住みませんかという動画の中で、緑の中を散歩するというような町からの発信には非常にいいなと思っています。

今、東京都の人口が減り始めていると二

ユースで知りまして、やはり、コロナで地方にみんなが行っているということで、ある意味チャンスではないかと思っておりますので、私はせせらぎ公園の散歩コースは町の大きな財産だと思っておりますので、手をかけて大切にしていってほしいと思っております。

階段のところには、雪が降ったら除雪するほうきとかスコップが置いてあって、みんなが大切にしているという状況もわかりますし、上流に行けば行くほど川のせせらぎの音が聞こえて、本当に大きな町の財産だと思っておりますので、大切にさせていただきたいとお願ひしたいし、トイレの問題は早急に解決していただきたいと考えています。

◎会議時間延長の議決

○議長（大原 昇君） お諮りします。

もはや4時近くになりましたが、あらかじめ会議時間の延長をいたしたいと思っておりますが、これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（大原 昇君） 異議なしと認めます。

◎会議時間延長の宣告

○議長（大原 昇君） したがって、あらかじめ会議時間の延長をすることに決定しました。

◎日程第2 一般質問

○議長（大原 昇君） 11番岡本美代子さん。

○11番（岡本美代子君） 次に、合同納骨塚の墓誌について、2回目の質問をしていきます。

答弁では、納骨塚ができたときに誰も墓誌を望むものはいなかったとの答弁でしたが、これは御寄附をいただいたものです。

また、私も合同納骨塚をつくっていただきたいということで、何度も質問いたしましたけれども、結果、町が判断しないで、

そういうやり取りを聞いた方から寄附していただいたということで、本当にありがたいと思っていますし、時代の流れもありますので、よかったと考えています。

北見市でも最初からあったわけではありません。

私たち委員会では網走、北見の合同納骨塚に視察に行きました。そのときに北見でも網走でも墓誌はありませんでしたけれども、北見市でも市民の声が寄せられて取り組んだということであったようです。

美幌ではつくってくれと言っていて、できただけでよかった、寄附されただけでよかったというところから、私は次の段階に行ったのではないかと考えています。

例えば、子供がこの辺にいない。そして、結果的には自分たちだけがここに入ってしまうとしても、みんな現役でバリバリ働いているときは、自分のルーツとか、それから遠いお墓まいりにはなかなか行けないものなのです。でも、子供が大人になって、定年で時間ができたりすれば、自分のルーツを探して、ゆかりの地を訪ねることが多いと思います。

実際に私もそういう方にお会いしたことがありますし、うちの家族も福島ですけれども、わざわざルーツを訪ねて遠い先祖のお墓まいりに行ったことがあります。

美幌町は、人口がどんどん減少していき中、これは日本中、仕方がないことですが、移住定住政策を行っています。しかし、なかなか人口減少が止まらないということで、町長は特に熱心だと思っておりますけれども、美幌町との関係人口をつくるということに町長は重点を置いているとお見受けしますが、私は遠い将来のことを考えますと、自分の子や孫が遠くに住んでいるけれども、自分たちがある程度の年代になったら美幌を訪ねてくれるのではないかと考えています。

そういうところが大きな関係人口をつくるということでは、ある程度合同納骨塚も

その役割を担うのではないかと考えています。

そのときに、墓誌があるのとなないのでは非常に来る方も違うし、関係人口が強いものをつくれるのではないかと考えていますけれど、これは私の思い過ごしでしょうか。

もし、考えがあればお聞かせください。

○議長（大原 昇君） 町長。

○町長（平野浩司君） 一遍にたくさんのことを聞いていただいて、その関連性の説明は非常に難しい部分があると思っております。

今、墓誌を希望される方が、それが時代の流れとしてつくるべきだということであれば、それは答弁させていただいたとおりに考える必要があると思います。

関係人口とか、その話は無理やりつければそれは一つの話ですけれども、もし、美幌にルーツがとなったときには、合同納骨塚だけではなく、一般の方々においてはお寺があったり、神社があったり、そういうところにきちんと預けていて、そこを尋ねるとというのが一般的ではないのかなと私は思うところはあります。

ですから、合同納骨塚の中で、全部区分けして、一個ずつ並んで、いつ納めたというデータは全部あるということは聞いていますけれども、ここに私のおばあちゃんが眠っていますと言われたときに、素直にそうですかとは、それであれば何か祖母を扱う方法は何か考えられないのかなという思いがあったりします。

ただ、納めるところがないから、希望されてそこに納めるということについて否定するわけではないですけれども、私は、この納骨塚に墓誌を設置するということとは別に、関係人口をつくったり、美幌に関わってくれる、言うならば、美幌を応援してくれる多くの方々がしっかりつながってきたいという思いでありますし、そういう方々に自分でできることをやっていること

も事実でございますので、御理解いただきたいと思っております。

○議長（大原 昇君） 11番岡本美代子さん。

○11番（岡本美代子君） 町長の考えはわかりました。

北見市でも最初からあったわけではない。ただ、何でもそうですけれども、できからまたどんどんよくなるということで、そういう市民からの要望があったからだということですが、美幌でも取り組むとなると有料ですけれども、北見の場合は5,000円だそうですけれども、それでも取り組む人はいるのではないかと思います。

今すぐ返答を待っているわけではありませんけれども、ぜひ、北見の現地調査などをして、今後、調査・研究していただきたいと思っております。

その辺はいかがでしょうか。

○議長（大原 昇君） 民生部長。

○民生部長（那須清二君） ただいまの御質問でございますが、近隣の実態ということで調査はしてまいりました。

岡本議員がおっしゃいました北見市のほかに、管内では小清水町、遠軽町などでも墓誌を設置しているという状況を確認しております。

ただ、それぞれ負担金をいただいているということで、設置に当たりましては、利用者といいますか、受益者の方に御負担いただくのが原則だと思っておりますので、そういったことで設置する場合につきましては、料金も含めまして、検討してまいりたいと考えております。

よろしく願いいたします。

○議長（大原 昇君） これで、11番岡本美代子さんの一般質問を終わります。

以上で、本日の一般質問を終わります。

◎散会宣告

○議長（大原 昇君） 以上で、本日の日程は全部終了しました。

本日はこれで散会します。
御苦労さまでした。

午後 4時05分 散会

美幌町議会議長

署名議員

署名議員